

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成19年3月12日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査	2
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、監査委員・選挙管理・公 平・固定資産評価審査委員会事務局長）	
質疑（南野委員、三宅委員、柴田委員）	
議案第5号の審査	50
議案第19号の審査	50
議案第20号、議案第21号及び議案第23号の審査	50
議案第22号及び議案第24号の審査	50
補足説明（市長公室長）	
質疑（三宅委員、南野委員）	
採決	57
閉会の宣告	57

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年3月12日(月) 午前10時 開会
午後4時6分 閉会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長	野口 博	副委員長	森内一歳	委員	川端福江
委員	南野直司	委員	柴田繁勝	委員	三宅秀明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝		
市長公室長	寺田正一	同室次長	中岡健二	同室参事	南野邦博
同室参事兼政策推進課長	有山 泉	同室参事	吉田和生		
同室参事兼人権室長兼人権推進課長	藤原堅太郎				
秘書課長	井口久和	政策推進課参事	山口 猛	同課参事	前川 進
人事課長	山本和憲	人権室女性政策課長	牛渡長子		
総務部長	奥村良夫	同部次長兼納税課長	葭中 勉		
同部参事兼総務防災課長	杉本正彦	同部参事兼法制文書課長	小寺芳政		
総務防災課参事	小原幹雄	財政課長	堤 守	法制文書課参事	奥 幸市
情報政策課長	東角泰典	市民税課長	寺本敏彦	同課参事	柳瀬順一
固定資産税課長	宮部善隆	納税課参事	高元讓二	同課参事	布川 博
会計室長	阿久根俊二	同室長代理	寺西義隆		
監査委員、選挙管理・公平・	固定資産評価審査委員会事務局長	杉浦 徹			
同局次長	川上孝也	同局参事	大砂 涉		
消防長	稲田晴彦	消防本部次長兼消防署長	石田喜好		
同本部次長兼総務課長	浜崎健児	同課参事	明原 修	予防課長	水田謙二
警備第1課長	北居 一	同課参事	池澤弘員	警備第2課長	本山 勝
同課参事	樋上繁昭				

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主幹 日垣智之

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号	平成19年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号	平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第 5号	平成19年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案第19号	摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件
議案第20号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第21号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第23号	摂津市管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第22号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第24号	摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○野口委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会します。

最初に理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

連日代表質問等々でお疲れのところ、きょうは委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。本日は、過日の本会議で付託されました議案についてご審議いただくわけですが、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

私は一たん退席いたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○野口委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、柴田委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付いたしております案のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

最初に補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、議案第1号、平成19年度摂津市一般会計当初予算のうち、総務部等に係る部分につきまして、目を追って主なものの補足説明をさせて

いただきます。

まず、歳入でございますが、25ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ8億8,900万円の増となっております。これは税源移譲及び定率減税の廃止などの制度改正の影響により、個人市民税の増が見込まれることによるものでございます。

目2、法人は、前年度に比べ3億8,900万円の増となっております。これは前年度に引き続き、企業収益の回復による法人税割の増が見込まれることによるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ8,200万円の増となっております。これは地価の下げどまりにより土地の下落修正が微減となり、家屋が新增築による増加となったため、全体で増となったものでございます。

26ページ、目2、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度と同額を計上いたしております。

項3、軽自動車税は、前年度と同額を計上いたしております。

27ページ、項4、市たばこ税は、前年度に比べ12億7,000万円の増となっております。これは前年度6月に補正計上した額を増額して計上いたしたものでございます。

項5、都市計画税は、前年度に比べ1,300万円の微増となっております。これは、固定資産税と同様の理由によるものでございます。

28ページ、款2、地方譲与税、項1、自動車重量譲与税は、前年度と同額を計上いたしております。

項2、地方道路譲与税は、前年度と同額を計上いたしております。

なお、地方譲与税全体では、前年度に比べ、6億4,000万円の減額となっ

ております。これは、前年度まで三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の廃止・縮減の代替財源として措置されていた所得譲与税が、税源移譲により廃止されたことによるものでございます。

29ページ、款3、利子割交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

30ページ、款4、配当割交付金は、前年度に比べ1,600万円の増となっております。款5、株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ、2,500万円の増となっております。

31ページ、款6、地方消費税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

款7、ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

32ページ、款8、自動車取得税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金は、4,000万円で前年度に比べ3億2,000万円の減となっております。これは、児童手当の拡充に伴う財源措置は増加したものの、恒久減税の廃止により減収による補てん分がなくなったことにより、減額となっております。

33ページ、項2、特別交付金は、1億円で、減収による補てん分の廃止に対する激変緩和措置として今年度から3年間に限り措置されるものでございます。

款10、地方交付税は、前年度に比べ800万円の減となっております。これは、地方交付税の抑制により、減額が見込まれることによるものでございます。

34ページ、款11、交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

35ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、

庁舎施設等使用料を、また、39ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、税務諸証明手数料などを計上いたしております。

続きまして、56ページをご覧いただきたいと存じます。

款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、府税徴収事務委託金を計上いたしております。

58ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、前年度に比べ115万8,000円の増となっております。これは、土地貸付収入の増によるものでございます。

目2、利子及び配当金は、各種基金利子を計上いたしております。

款17、寄附金は、前年度と同額を計上いたしております。

59ページ、款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、前年度と同額を計上いたしております。

項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、前年度に比べ2億2,813万2,000円の減となっております。目2、公共施設整備基金繰入金は、小学校統合に係る整備事業などに充当するため、3億5,400万円を計上いたしております。

60ページ、款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、前年度と同額を計上いたしております。

項2、市預金利子、目1、市預金利子は、前年度に比べ90万円の増となっております。

61ページ、項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、前年度と同額を計上いたしております。

62ページ、項4、雑入では、財政課分として大阪府市町村振興協会交付金など、総務防災課分として水道事業会計からの収入などを計上いたしております。

続きまして66ページ、款20、市債は、全体で前年度に比べ1億7,690万円の減、借換債を除く実質ベースでは、1億9,520万円の減額となっており、公債費対策のため非常に低い水準に抑制しております。本年度発行予定の市債といたしましては、目2、土木債は借換債、目3、教育債は小学校校舎整備事業債、小学校給食場整備事業債及び借換債、目4、臨時財政対策債は、臨時財政対策債となっております。借換債以外の借入限度額及び借り入れ方法などにつきましては、13ページの第4表、地方債に記載のとおりでございます。

続きまして、歳出でございますが、72ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費につきましては78ページまで記載のとおり、そのほとんどが事務執行経費でございます。

78ページ、目2、文書広報費は、文書の郵送料などに係る経費を計上いたしております。

79ページ、目3、会計管理費は、会計室に係る事務執行経費を計上いたしております。

80ページ、目4、財産管理費は、庁舎や集会所に係る維持管理経費などを計上いたしております。

81ページ、目5、車両管理費は、公用車両の事故に対する賠償金を計上いたしております。

84ページ、目10、電子計算費は、庁内の電子計算処理経費を計上いたしております。

91ページ、目17、財政調整基金費、目18、公共施設整備基金費、目19、

減債基金費は、それぞれの基金利子を積み立てるものでございます。

92ページ、項2、徴税費、目1、税務総務費、95ページ、目2、賦課徴収費につきましては、税務事務に係る執行経費を計上いたしております。

続きまして、187ページをご覧くださいと存じます。

款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費は、各種備蓄物品や防災器具費の購入などに係る経費を計上いたしております。

次に、225ページをご覧くださいと存じます。

款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ4億3,620万7,000円の減となっております。これは、平成17年度に公債費のピークが過ぎ、平成18年に比べましてもなお減少したことによるものでございます。

目2、利子は、前年度に比べ、5,093万3,000円の減となっております。

227ページ、款11、諸支出金、項2、繰出金、目1、公共施設整備基金繰出金は、前年度に比べ104万8,000円の増額となっております。

228ページ、款12、予備費は、前年度と同額を計上いたしております。

以上、平成19年度摂津市一般会計当初予算の補正説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成18年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務部等の所管いたします事項につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、10ページの第4表、地方債の補正のうち、追加分の小学校耐震補強事業につきましては、国の補正予算で補助採択されたことに伴い、新たに起債許可が

見込まれるものでございます。

11ページ、変更分につきましては、清掃運搬施設等整備事業、交通バリアフリー施設整備事業及び消防施設整備事業については、実質公債費比率が一般単独事業の起債制限値を超えたことから、起債を取りやめることとし、小学校校舎整備事業は、柳田小学校分については国の補正予算で補助採択されたことに伴い、新たに起債許可が見込まれるものと、味舌東小学校分については、決算見込みにより減額を合わせたもの、小学校給食場整備事業については、事業費の決算見込みによる減額に合わせて、その起債の限度額を変更いたすものでございます。

次に、歳入につきまして、14ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、1億2,000万円の増額で、個人所得割が当初見込み額より増加したことによるものでございます。目2、法人は、2億9,000万円の増額で、企業収益の回復により法人税割が増加したことによるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、1億1,000万円の増額で、当初見込み額より増加したことによるものでございます。

15ページ、項5、都市計画税、目1、都市計画税は、1,000万円の増額で、当初見込みより増加したことによるものでございます。

款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金、目1、地方特例交付金は、4,643万5,000円の増額で、交付額の確定により増額いたすものでございます。

22ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目2、利子及び配当金は、266万5,000円の増額で、財政調整基金などの利子がほぼ確定したことに

基づくものでございます。

款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金では、競艇寄附金583万8,000円及び一般寄附金、総務防災課分896万2,000円を計上いたしております。

23ページ、款18、繰入金、項2、基金繰入金、目4、公共施設整備基金繰入金では、1,851万7,000円の減額で、充当先の小学校校舎整備事業及び小学校給食場整備事業の決算見込みの減額によるものでございます。

目5、総合福祉会館再整備基金繰入金では、基金廃止に伴う繰り入れ14億5,065万5,000円を計上いたしております。

24ページ、款19、諸収入、項2、市預金利子、目1、市預金利子では、250万円の増額で、利子がほぼ確定したことによるものでございます。

項4、雑入、目1、雑入では、大阪府市町村振興協会交付金1,366万2,000円を増額いたしております。

25ページ、款20、市債、項1、市債は、先ほど申し上げましたとおり、公債費対策による起債の取りやめや補助採択により新たに起債許可が見込まれるもの及び起債許可額の確定に伴う起債限度額の変更を計上いたしております。

款21、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金は、2,600万円の増額で、前年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、歳出でございますが、今回補正をお願いいたします予算のうち、減額補正につきましては、事業費を精査し、経費の節減に努める中で、決算で見込める不用額について減額いたしたものを、27ページから29ページまでの款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、30ページの目2、文書広

報費、目3、会計管理費、目4、財産管理費、33ページの目10、電子計算費、36ページの項2、徴税費、61ページの款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費、71ページの款10、公債費、項1、公債費において減額計上いたしております。

次に、今回増額補正いたしております項目につきましては、34ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目16、財政調整基金費で、平成17年度実質収支の2分の1相当額を積み立てるため、財政調整基金積立金を計上いたしたほか、35ページ、目17、公共施設整備基金費で、総合福祉会館再整備基金の積みかえのため公共施設整備基金積立金を、目18、減債基金費で、減債基金積立金を、目19、土地開発基金費で、土地開発基金積立金をそれぞれ計上いたしております。

また、72ページ、款11、諸支出金、項2、繰出金、目1、公共施設整備基金繰出金で、公共施設整備基金借入金元金償還金を増額いたしております。

以上、平成18年度摂津市一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

○野口委員長 続きまして、寺田市長公室長。

○寺田市長公室長 それでは、議案第1号、平成19年度摂津市一般会計当初予算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計予算書の35ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料では、男女共同参画センター使用料を計上いたしております。

46ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、

商業統計調査等、各種指定統計調査の実施に係る統計調査費委託金を計上いたしております。

49ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では、人権問題啓発推進についての相談、講師業務などに係る人権相談事務費補助金を計上いたしております。

56ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、人権啓発の事業に係る人権啓発活動委託金を計上いたしております。

62ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入では、広告掲載料や退職者の水道部での在職期間に応じ、水道事業会計から収入する退職手当水道事業会計負担金などを計上いたしております。

次に、歳出でございますが、72ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、秘書業務、女性政策推進に係る業務など、各課にかかわります事務執行経費のほか、人事課で所管しております職員研修、労働安全衛生、職員健康管理、職員厚生会関係などが主なものでございます。

人事課予算では、非常勤職員等賃金で、2,430万8,000円の増となったことや、非常勤職員退職報奨金が、432万5,000円増加したことなどにより、2,916万1,000円の増額となっております。

78ページ、目2、文書広報費では、広報せつつの編集、発行、配付に係る経費のほか、ホームページのリニューアルに係る経費などを計上いたしております。特に、平成19年度は、ホームページへの情報追加、更新のための非常勤職員等賃金240万円とリニューアルに係る委託料730万円を計上いたしており、よりわかりやすいホームページとなるよう

努めてまいります。

81ページ、目6、企画費では、政策推進課に係る事務経費のほか、小学校跡地活用の基本計画を策定するための基礎資料作成などの業務委託料300万円と市域のコミュニティー施設の配置を検証する費用などを計上いたしております。

18年度に公共施設を巡回するバスを一定期間運行する委託料508万2,000円や、市制施行40周年記念事業などを計上いたしましたことから、341万6,000円の減額となっております。

86ページ、目12、女性政策費では、男女の共同参画社会を目指すための経費などを計上いたしております。前年度にせつ女性プランの策定を行ったことから本年度は、63万5,000円の減額となっております。

目13、男女共同参画センター費では、男女共同参画センター管理運営のほか、相談業務や講座開催に要する経費などを計上いたしております。

平成19年度から女性問題相談事業のうち、電話相談を土曜日にも実施し、拡充するとともに、活動専門員1名の増員を行ったことなどから、前年度に比べ163万1,000円の増額となっております。

89ページ、目16、諸費においては、人権啓発推進事業、平和事業の経費などを計上いたしております。平成19年度は新たに北朝鮮人権侵害問題啓発週間に取り組む事業予算を計上いたしましたが、前年度に市民人権意識調査委託料を計上していたことから、市長公室にかかわるものとして60万5,000円の減額となっております。

人件費に係ります予算につきましては、229ページ、給与費明細書をご参照いただきますようお願いいたします。

平成19年度当初予算の給与費は、特別職員に係る予算として、4億2,562万1,000円、一般職に係る予算として69億8,531万9,000円、総額74億1,094万円を計上いたしております。

対前年度当初予算と比較いたしますと、3.3%、2億3,849万6,000円の増となっております。

これらの給与費の関係予算は、それぞれの予算科目において計上いたしておりますが、それぞれの合計は、報酬が3億164万1,000円、給料が28億4,777万2,000円、職員手当が33億2,429万4,000円、共済費が9億3,723万3,000円となっております。

次に、一般職の給与費の主な増減についてご説明申し上げます。

給与費全体では、2億3,218万7,000円の増額となっております。その内訳は、給料で、5,356万9,000円の減額、職員手当で2億8,575万6,000円の増額となっております。

また、それぞれの内訳といたしましては、給料の5,356万9,000円の減額は、普通昇給分として2,418万9,000円の増額となったものの、採用、退職等の職員数の異動により、7,775万8,000円の減額となったことによるものでございます。

職員手当では、2億8,575万6,000円の増額は、制度改正に伴う分として、地域手当の支給率の引き下げなどで、1億2,487万9,000円の減額、採用、職員数の異動等により1,934万1,000円減額となったものの、退職手当で、4億2,997万6,000円の増額となったことによるものでございます。

共済費では、1,362万1,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、市町村職員健康保険組合の介護保険に係る負担金料率が改正されたことや、採用、退職、会計間の異動により減少いたしております。

続きまして、議案第9号、平成18年度摂津市一般会計補正予算の(第4号)うち、市長公室にかかわります事項につきまして補足説明をさせていただきます。

歳入についてでございますが、19ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、指定統計調査に係る委託金が確定したことに伴い、280万円を減額いたしております。

22ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金では、市制施行40周年事業に対する寄附金100万円を計上いたしております。

24ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入では、広告掲載料や派遣職員給与等負担金を決算見込みにより減額いたしております。また、定年退職者以外にも退職者が生じたため、水道部との負担調整を行う退職手当水道事業会計負担金対象者1名分として521万2,000円の増額をいたしております。

次に、歳出でございますが、27ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、市交際費など経費の節減に努めました秘書課の業務執行経費117万2,000円を減額し、対象者の減などによる職員健康診断委託料や非常勤職員等賃金の減額などのほか、人事課の業務執行経費888万7,000円を減額いたしております。

また、人件費に係ります予算については、73ページ、給与費明細書をご参照ください。給料で、年度途中の退職者があったことなどにより2,459万8,

000円を減額いたしております。

職員手当全体では、1億8,196万5,000円の増額となっておりますが、主な要因は、退職手当で当初予定しておりました定年退職者以外に9名の退職者が生じたため、1億9,944万1,000円の増額をいたしたことによるものでございます。

31ページ、目6、企画費では、政策推進課の業務執行経費を、33ページ、目12、女性政策費、目13、男女共同参画センター費では、男女の共同参画社会を目指すための経費や、女性センター管理運営に要する経費など、女性政策課の業務執行経費を、34ページ、目15、諸費では、平和事業、人権啓発事業など、人権推進課の業務執行経費をそれぞれ決算見込みにより減額いたしております。

市民人権意識調査委託料につきましては、職員の手で調査票の作成とデータ分析を行ったことから委託料102万2,000円を全額減額いたしております。

39ページ、項5、統計調査費、目2、指定統計調査費では、国の指定統計調査に係る業務執行経費を決算見込みにより減額いたしております。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

○野口委員長 続きまして、稲田消防長。

○稲田消防長 それでは、議案第1号、平成19年度摂津市一般会計予算のうち、消防本部に係る事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、37ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目6、消防使用料は、消防本部施設使用料でございます。40ページ、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可等手数料及び罹災等証明書

発行手数料でございます。

54ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金でございます。

64ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入は、消防団員退職報償費及び近畿道救急業務実施市町村交付金が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、予算概要につきましては99ページから103ページにかけ記載しておりますので、あわせてご参照願います。

180ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費は、9億4,772万5,000円で、前年度と比較して8.6%、8,913万9,000円の減少となっております。

181ページ、旅費は救急救命士の養成及び各種技術習得のための大阪府立消防学校などへの職員研修派遣に係る普通旅費でございます。

需用費は、消防活動に係る消耗品や被服及び緊急情報システムに係る消耗品、並びに消防車両や消防庁舎の維持管理経費などでございます。

182ページ、委託料は、庁舎清掃委託料、庁舎総合管理委託料及び緊急情報システム等保守管理委託料などでございます。

183ページ、備品購入費は、消防活動用空気呼吸器のボンベを充てんするための高圧ガス製造施設の更新及び119番通報受信の際の発信地表示システムの更新に要する経費でございます。

負担金、補助及び交付金は、大阪航空消防運営費負担金、救急救命士の養成を初めとする大阪府立消防学校入校負担金、消火栓整備負担金などでございます。

続きまして、184ページ、目2、非常備消防費は、5,680万5,000

円で、前年と比較して64.2%、2,220万8,000円の増加となっております。報酬は、消防団員に対する報酬でございます。報償費は、退職消防団員に対する報償金でございます。185ページ、旅費は、火災出動及び訓練並びに歳末非常警戒等の費用弁償でございます。需用費は、消防団員の被服の購入及び消防団車両の維持管理経費などでございます。

工事請負費及び備品購入費は、NOx・PM法の規制対象となる摂津市第一分団配備の消防ポンプ自動車の更新及び分団配備の可搬式小型動力ポンプ4台の更新に係る経費でございます。

186ページ、負担金、補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金及び消防分団施設整備補助金などでございます。

以上、平成19年度摂津市一般会計予算のうち、消防本部に係る事項の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第9号、平成18年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、消防本部に係る事項につきまして、補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、60ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の減額は、救助工作車購入に係る執行差金及び消防庁舎の光熱水費の節減によるものでございます。

以上、平成18年度摂津市一般会計補正予算のうち、消防本部に係る事項の補足説明とさせていただきます。

○野口委員長 続きまして、杉浦局長。
○杉浦監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 議案第1号、平成19年度摂津市一般会計予算のうち、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員に

係ります項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、46ページの款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金は、7月28日に任期満了となります参議院議員通常選挙に係ります委託金であります。

56ページの款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金につきましては、4月8日執行の府議会議員選挙に係る委託金並びに平成20年2月5日に任期満了となります府知事選挙に係る委託金でございます。

続きまして、歳出でございますが、83ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会委員費及び84ページ、目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、委員報酬、旅費などの管理運営経費でございます。

次に、99ページの款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましては、委員報酬、旅費などの管理経費でございます。

101ページ、目2、府議会議員選挙費は、府議会議員選挙に係る経費で、主なものといたしましては、従事者の人件費、入場整理券の印刷代、発送料、ポスター掲示場撤去委託料及び選挙器具購入費等となっております。

102ページ、目3、参議院議員通常選挙費は、参議院議員通常選挙に係る経費で、主なものといたしましては、人件費や入場整理券の印刷代、入場整理券の発送料、ポスター掲示場設営撤去委託料のほか、選挙器具購入費等となっております。

104ページ、目4、府知事選挙費は、大阪府知事選挙に係る経費で、主なものといたしましては、人件費や入場整理券

の印刷代、発送料、ポスター掲示場設営撤去委託料及び選挙器具費の購入費等でございます。

次に、108ページの項6、監査委員費、目1、監査委員費につきましては、委員報酬などの管理運営経費でございます。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成18年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員に係ります項目につきまして補足説明をさせていただきます。

歳出の32ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、報酬、旅費等の管理経費の精査に伴い減額するものでございます。

38ページの款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましても、旅費、需用費などの管理経費の精査に伴い減額をするものでございます。

39ページ、款2、総務費、項6、監査委員費、目1、監査委員費は、いずれも管理経費の精査により減額をいたすものでございます。以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○野口委員長 以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 おはようございます。それでは、まずはじめに、予算書から1点お聞かせいただきたいと思っております。

25ページの歳入、款1、市税、項1、市民税、目1、個人、同じく目2、法人について、前年度との比較で計12億7,800万円の増額となっております。先ほど補足説明がございましたけれども、

これは全体的に景気が穏やかな回復傾向にあって、それに加えて三位一体改革の一環としての国税から地方税への税源移譲が行われたことや、定率減税の廃止などによるものと見込んでおられると認識いたしますが、この市民税に関しての大幅な増額について、もう少し踏み込んでご説明いただきたいと思います。

続きまして、予算概要から8点質問を行います。

まず、初めに14ページの労働安全衛生事業94万3,000円のうち、職員の健康維持についてでございます。本市におきまして、アルコール検知器を導入し、各部署において職員の健康管理と酒気帯び防止に努められていると認識いたしますが、どのような方法で使用されているのか、また、どこの課に配置されているのかなど、お聞かせいただきたいと思います。

同じく14ページの創造的人材成事業436万6,000円についてでございます。研修体系に基づいて、公務員としての必要不可欠な公務遂行能力を獲得するためのさまざまな研修を実施します。また、管理職員を対象に人事評価研修を実施し、職員の意識改革、組織の活性化に取り組みますとありますが、どのような研修を予定されておられるのか。お聞かせください。

次に、18ページ、広報事務事業の1,681万8,000円についてでございます。広報紙1日号を新聞折り込みから全戸配付に変更しますということですが、なぜこのような方法になったのか、また、今後の考え方として毎月15日発行の広報せつは全戸配付に変更されないのか、また、毎月2回の発行を1回の発行にするなど考えておられるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、25ページのせつ女性プラン推進事業49万5,000円についてでございます。1点目に摂津市男女共同参画計画、せつ女性プラン第2期の素案の中に、あらゆる分野への男女共同参画の促進ということで、行政においてもバランスのとれた市政運営と市民サービスの充実のために職員が個々の能力を生かしながら、施策を進めることが重要であり、さまざまな分野への女性職員の配置や登用が重要課題ですとありますが、このことに関して、考え方の方向性をお聞かせください。

また、2点目に労働における男女平等の推進ということで、男女ともに仕事と家庭、地域の生活をバランスよく両立することができる社会の実現を目指し、本市においても男女共同参画にふさわしいモデル職場づくりを行いますとありますが、この子育ての観点から今後の考え方の方向性をお聞かせください。

次に、37ページの府議会議員選挙事業2,625万6,000円のうち、立会人等報酬についてでございます。本市におきまして、4月の統一地方選挙、また、夏の参議院議員選挙を控え、若者の投票率アップを図るため、また、選挙に関心を持ってもらうため、20代を対象に投票立会人などのアルバイトを募集されておられると認識いたしますが、募集人数などどうだったのか。また、配置など決まっていればお聞かせ願いたいと思います。

次に、101ページの応急手当普及啓発活動事業42万5,000円についてでございます。市民、在学・在勤者を対象に、救命講習会を開催し、救命率向上に向けて出前講座等の取り組みであると認識いたしますが、その具体的な講習内容と、わかれば、去年の講習会の回数等

をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、102ページの指令・通信事業5, 158万9, 000円についてでございますが、迅速な出動指令を行うため、緊急情報システムの整備を図り、また、発信地表示システムを更新・整備し、迅速かつ正確な通信指令業務を維持されるということで、災害時の救命率の向上と被害の軽減を図るためにシステムの更新をされる経費と認識いたしますが、どのようなシステムの更新の整備なのか、全体的で結構です。お聞かせ願いたいと思います。

次に、104ページの防災対策事業117万円についてでございます。災害対策基本法の規定に基づき摂津市防災会議を組織され、また、国民保護法による国民保護協議会を組織されるということでございますが、どのような組織なのかお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、平成19年度当初予算主要事業一覧から2点お聞かせ願いたいと思います。

まず、20ページの行財政改革推進事業についてでございます。行財政改革実施計画に基づいて、各課と連携しながら施策・事業のスクラップ・アンド・ビルドを実施するとともに、職員の意識改革を促す研修等を実施しますとありますが、19年度はどのような職員の意識改革を促す研修等を予定されておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

同じく、当初予算主要事業一覧から、20ページの行政評価システム推進事業についてでございます。市のホームページ上で、住民の皆様と行政がパートナーシップを築くためには、行政が実施する各事務事業について、何のためにどれだけの投資をしたのかなどの情報を公開しますということで、わかりやすく事務事

業の内容を公開されておられますが、この事務事業の内容等に関して、今までに市民の方からご意見等が寄せられた事例があったのか、また今後、行政評価システムに関しましてのパブリックコメント等の実施は考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上で、1回目終わります。

○野口委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 それでは、市民税課にかかわりますご質問に対しましてご答弁申し上げます。

予算書の25ページでございますけれども、市民税のうち、個人市民税、法人市民税、合わせて12億7,800万円、前年度に比べてふえている、どうしてかという質問でございますけれども、まず個人市民税につきましては、個人所得の伸びにつきまして、平成11年度から7年連続して前年割れをしてきた給与所得者の給与収入額につきましては、18年度でプラスに転じるなど、景気回復の兆しが見られることから、給与所得者の給与収入金額につきましては、前年度並みと見まして、税源移譲による税率改正で、個人市民税の税率を6%とし、定率減税廃止の影響などを考慮しまして、現年課税分で決算調定見込み額46億1,294万8,000円、徴収率につきましては、96.5%と見込みまして、対前年度と比べまして8億8,900万円の増、率にしまして25%増の44億5,100万円、滞納繰越分と合わせまして45億2,300万円を計上させていただきました。

また、法人市民税でございますけれども、法人税割につきましては、景気の動向によりまして、増減いたします非常に不安定な財源でございますが、なかなか予測が難しいところがございますが、こ

の法人市民税につきましては、平成13年9月のアメリカの同時多発テロの影響で、世界経済の先行き不安から14年度と15年度の2年連続して大幅な減少となったわけでございますけども、16年度の主要企業の好決算を受けまして、その後も順調に推移しております。19年度も景気の回復基調の影響で、緩やかな伸びが期待できるものと見ておりまして、現年課税分で決算調定見込み額28億6,900万円、徴収率につきましては、99.7%と見込みまして、前年度と比べまして3億8,900万円の増、率にしまして15.7%増の28億6,000万円、滞納繰越分と合わせまして、28億6,400万円を計上させていただいたところでございます。

以上のようなことから、個人市民税、法人市民税を合わせまして、前年と比べて12億7,800万円の増、率にしまして20.9%の増の73億8,700万円を計上させていただきました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○野口委員長 山本課長。

○山本人事課長 おはようございます。

それでは、人事課にかかわるご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、アルコール検知器についてでございますが、どちらに配備しているのかということでございますが、公務員の飲酒運転等々に関しまして、昨年4月からいろんな報道がなされておられます。本市につきましても、いろいろございまして、昨年10月にアルコール検知器を購入いたしまして、各フロアに配置をいたしております。

まず、新館でございますが、6階から参りますと、教育委員会の総務課、5階の方になりますと交通対策課、以下、下

水道管理課、議会事務局、固定資産税課、国保年金課、運転手さんの控室というふうになっております。

また、本館の方に移りますと、総務防災課、こども育成課に配置をいたしております。外部職場といたしまして、環境業務課、また、消防の方といたしまして、消防総務課並びに消防署、各出張所に配備をいたしております。水道部につきましては、3課に配備をいたしております。

使用方法にいたしましては、公用車に乗る前に自己管理ということで、やはり飲酒運転があってはいけないということで、公用車運転前に個々の管理において測定していただくというふうな管理をいたしております。

次に、研修に関するところでございますが、来年度研修として予定いたしておりますのは、新規採用につきましては、採用時研修をはじめ、人権なり接遇、庶務実務の研修を行っていきたいというふうに思っております。

2～3年目の職員につきましては、各種法令の研修のことを行っていきたくと思っております。3年目から5年目につきましては、やはり中堅に差しかかってまいりますので、政策形成の基盤なり、政策法務の基礎の研修を行ってまいりたいと。係長試験を受ける直前の職員につきましては、プレゼンテーション研修等を行っていきたくと考えております。

係長、課長代理級研修につきましては、ファシリテーションであったりとか、コーチング研修を行ってまいるということでございます。

管理職の皆さんにつきましては、やはりこれから人事考課が大切になってまいりますので、人事考課であるとか、リーダーシップ、また部長級の皆さんについては、自治体経営に関する研修を行って

まいりたいというふうに考えております。

次に、研修の中で職員の意識改革というところがございますが、さきの本会議の答弁にもございましたように、やはり本市として人間基礎教育に言います5つの心、3つの気というのを重点施策として掲げております。

今後実施計画にこの内容を取り組むような形で、19年の早い段階で作成いたしまして、基本的には人材育成基本方針に示されております職員像を目指してまいりたいと考えております。

次に、女性の管理職登用なり、男女の職員配置のバランス、また、仕事と家庭の両立という面からでございますが、この件につきましても、さきの本会議で申しましたように、管理職につきましては、平成16年度の登用以後、試験制度を見直しまして、現在は選考制度というふうに変更いたしております。

なぜそうしたかということがございますが、やはり男女を問わず能力のある職員が管理監督する管理職につくということが適切である。また、今後市民ニーズも含めていろいろ我々にかかってくるところは多くなっておりますので、そういうことで変更いたし、男女を問わない人事配置をしていきたいと考えております。

その結果と申しますと、昨年4月に4名の新しく女性職員が管理職として登用されたということがございます。

次に、仕事と家庭の両立というところでございますが、本市職員向けといたしまして、摂津市職員を対象とする次世代育成支援行動計画というのを作成しております。この行動計画に載っています事業を着々と進めて、女性、男性問わず、仕事と家庭が両立できるような環境を人事課としてはつくってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げ

げます。

○野口委員長 井口課長。

○井口秘書課長 広報紙の配付に係りますご質問にお答え申し上げます。

まず、1日号の広報紙を新聞折り込みから全戸配付に変更する件でございますが、この目的につきましても、現在4万世帯に対しまして、新聞折り込みをさせていただいておりますが、1日号の性格からいいまして、市政の事務情報、それから講座のお知らせ等々、市民にとって必要な情報をお届けするために、まず1日号から全戸に配付したいという思いから切替るものでございます。

方法につきましては、ポスティング、いわゆる宅配業者によります配付を考えております。予算につきましては、約4万世帯、1部7円80銭としまして消費税込みで10回、これは移行期間も含めまして、7月号から4月号までの10回分を計上いたしまして、327万6,000円を予算とさせていただいております。

それから、15日号については全戸配付しないのかとのお問いでございますが、こちらにつきましては、現在、自治会を通しての配付になっております。自治会に手数料として各課の情報も含めまして、配付手数料をお渡ししているところでございますが、今後、広報紙につきましては、行財政改革の一環として1本化を進めることも視野に入れて検討したいところでございますが、自治会の加入率等、いろんな問題もございまして、自治会との協議を重ねた上で、今後検討してまいりたいと思います。

○野口委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 行政評価の部分でのご答弁をさせていただきます。

ホームページ等に結果を載せておりま

す。このことについて市民からご意見が寄せられた例があるかということが1点お問い合わせであったと思います。

実は、ホームページに載せた部分でお問い合わせを受けたということにはございませんが、市広報にもことしの結果ということで行政評価の結果を載せたことがございます。そのときに、市民の方から市美術展の開催を再構築するというような項目になっておりましたので、その内容についてのお問い合わせが1件ございました。それから、事務事業評価をホームページに載せている、これらのことをパブリックコメントをかけるということはどうかということなのですが、摂津市のパブリックコメントに関しましては、手続に関する指針を平成18年4月1日から施行をいたしております。この対象といたしましたものは、市の基本的な政策に関する計画等の策定及びこれらの重要な改定、2点目としましては市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例、または市民等に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例の制定または改廃ということで、今、ご質問いただきました行政評価のシステムそのものは予算連動をしておりますので、どちらかということ、予算の意思形成過程というふうに理解をしていただいたらいいのかなと思います。

この過程につきましては、私どもの方では、事業評価の結果を9月に議会の方に一次評価の結果という形で公表しております。また、10月中ごろには新規事業も含めまして、その年の重点項目、あるいは事務事業評価の結果ということで、公表をいたしております。

また、1月、これには事務事業の施策の評価の最終結果を議会の方に公開をしているところであります。

この行政評価そのものの仕組みは予算と連動させるということで、住民にパブリックコメントをかけるという性格のものではないというふうに考えておりますので、これについては形成過程を含めて、議会にお知らせをするという現在の方法の中で考えております。

○野口委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 応急手当普及啓発事業にかかわりますご質問に対してお答えをいたします。

家庭や職場でけが、病気で心臓や呼吸が突然とまった人の命を救うには、まず市民による119番通報、市民による応急手当、救急隊による救急処置、そして医療機関による救急救命医療がうまく連携されることが大変重要であります。この連携をより早く行うため、市民、市内在勤者、在学者を中心に救命講習会を行っております。講習会では、早い119番通報の必要性、そして応急手当については人口呼吸、心臓マッサージ等の心肺蘇生法の実技と自動体外式除細動器、AEDトレーナーを使つての電気ショック等の行い方を受講してもらっております。

これに伴いますテキスト、資機材等の維持管理費用は計上されております。19年2月現在ですけれども、4月から普通救命講習会は出前講座を中心に45回で827人の方が受講されております。

また、火災予防運動啓発、また、防火フェア等の際に、自治会の訓練、自主防災訓練等でも、救急法の紹介等を通じて応急手当の普及に努めておるところでありますので、よろしく願いいたします。

○野口委員長 大砂参事。

○大砂選挙管理委員会事務局参事 平成19年4月8日執行の大阪府議会議員選挙に向けまして、昨年12月15日号の広報せつに、「選挙の勉強をしません

か」と題して、若い世代の投票立会人などを募集いたしました。

その結果、本人からご応募いただいた方が3名、それから広報、また、新聞記事等をご覧になった、明るい選挙推進協議会委員の紹介が2名、要するに5名の方に応募をいただきました。この方につきましては、投票当日の投票立会人並びに期日前投票の立会人に選任させていただく予定であります。

それともう一点、選挙当日の投票立会人の選任につきましては、各自治会長に推薦を依頼いたしておりますが、従前から依頼時にできるだけ若い方を推薦いただけるようお願いをいたしております。

今回につきましても、何名かの自治会長様から若い方を推薦したよという連絡をいただいております。

以上、よろしくお願いいいたします。

○野口委員長 北居課長。

○北居警備第1課長 消防署所管事務、もう一点ございました。発信地表示システムの更新についてでございますが、発信地表示システムとは、119番受付と同時に通報者の発信地点を指令台のモニター上に表示しまして、迅速かつ正確な出動に対処し得るものでございまして、従来から運用してまいりました。しかしながら、経年とともに、メンテナンス対応が困難となりましたために、更新を行い、引き続き適正な通信指令体制を維持するものでございます。

○野口委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 おはようございます。

先ほどせつつ女性プランの推進に当たって、本市の取り組みの方向性、あるいは考え方というご質問でございましたので、人事課長の方から女性管理職の登用、あ

るいは職員の育成、男女の仕事と家庭との両立という点でご答弁をいただいておりますけれども、若干の補足をさせていただきます。

まず、あらゆる分野への男女共同参画の促進につきましては、平成18年度に市政運営のテーマに女性を取り上げていただき、ポジティブアクションによります積極的な女性管理職の登用が図られたところでございます。

その職責を担う女性管理職の1人といたしまして、後に続く職員の育成を含め、職責の重さを感じているところではございます。

今後、職員に対する研修機会の充実につきましては、人材育成計画とあわせて推進を図りたいというふうに考えておりますが、摂津市女性政策推進本部には、女性に関する政策について、調査研究をするための研究会を置くことも可能なことから、研修機会の充実とあわせて研究会を活用するような取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、労働における男女平等の推進、あるいは子育ての観点からの本市の取り組みでございますけれども、素案のリード分のところにも若干触れさせていただいておりますが、近年の少子高齢化の進展や労働現場での格差の拡大といったことを見ますと、改めて男女がともに仕事と家庭、地域生活をバランスよく両立をさせることができる社会を目指す必要があるというふうに考えております。

本市では、女性プランの推進の中で、企業に対する働きかけや女性が一たん子育てや介護で退職した場合でもあっても、再チャレンジが可能となるような、さまざまな支援策に取り組むよう努めるとともに、男性におきましても、子育てや地域での活動に積極的に参画いただけるよ

うに、まずは市職場がモデル職場となるように努めてまいりたいというふうに思っております。

若干の補足とさせていただきます。

○野口委員長 杉本参事。

○杉本総務部参事 災害対策費の中で防災会議及び国民保護協議会に関してお答えをいたします。それぞれ国民保護法と災害対策基本法に基づきまして、各市町村が設置しておる機関でございます。法的な位置づけといたしましては、防災会議につきましては、自治事務、また、国民保護協議会については法定受託事務という法的な側面の違いはございますが、いずれも市内の行政及び関係団体をもって構成された協議会となっております。

協議会の中身でございますけれども、おおむね重複しておりますので、ご紹介しておきます。大阪府、国の各出先機関、保健所、警察署等でございます。また、行政、本市部長級職員、また、電力、ガス、通信、NTT等の公共機関の各代表の方、あと市内の各種団体、医師会でありますとか、消防団の団長さんでありますとか、自治連合会会長さんであるとか、こういった方に代表にいただきまして、出席をいただいて協議しております。

それぞれ協議の目的は違いますが、国民保護協議会につきましては、国民保護の計画の策定がメインとなっております。また、防災会議につきましては、地域防災計画の改定等についての協議をお願いしておる組織でございます。

○野口委員長 南野委員。

○南野委員 それでは、2回目の質問を行います。

まず、1点目の市民税の大幅な増税について、先ほど詳しくご説明いただきましてわかりました。ここでお聞かせ願いたいんですけども、今年の12月委員会

でも触れましたけれども、定率減税措置が廃止され、また、個人住民税に関しましては、平成19年6月から適用されることに対して、前回の税制改正時の老年者控除廃止等と同じように、窓口や電話による問い合わせが殺到すると予想いたします。

前回の経験も踏まえて、本市のホームページでは、平成19年度個人住民税の変更点ということで掲載していただいておりますし、広報による周知の徹底やダイジェスト版を作成されて、公民館に置かれるとか、さまざまな周知の徹底に取り組んでおられますが、窓口や電話による問い合わせの対応を今後どのように考えておられるのか、また、周知の徹底をどのようにされるか、例えば、1回のロビーのテレビを活用して、税源移譲解説ビデオ等を流し、周知の徹底をされるのか、その点、お聞かせ願いたいと思います。

次に、労働安全衛生事業の職員の方の健康維持についてでございますが、大丈夫と思っても、実際に酒気が残っていることがあり、検知器で確認することによって、未然に事故を防げると思いますので、積極的な使用をお願いしたいと思います。要望としておきます。

次に、創造的人材育成事業についてでございます。さまざまな研修において、意識改革、また、組織の活性化が図れるようお願いしたいと思います。また、業務改善の観点から、全職員が業務改善についての意識を高め、職場全体で日常業務における改善策を提案し、業務の効率化、市民サービスの向上を目指して、新たな業務改善運動を実施されるよう、これは要望としておきます。

続きまして、広報事務事業についてでございます。答弁いただきましてわかり

ました。

いずれにいたしましても、市民の方に納得していただける方法で、慎重に検討していただきますようお願いしたいと思います。

続きまして、せつつ女性プラン推進事業についてでございます。ご答弁いただきましてわかりました。男女共同参画社会の実現に向けて、男女を問わず、理解と能力のある方を管理職等に登用できる、さらなる環境づくりと、また、男女を問わず、職員の方が育児介護休暇をとれる職場の環境づくりを目指していただきますよう、お願いします。

行政が率先して行うことが大事であると考えてますので、よろしく申し上げます。要望としておきます。

次に、府議会議員選挙事業について、答弁いただきましてわかりました。さらに若者の投票率アップに向け、努力していただきますようお願いしたいと思います。

この際、ここでお聞きしたいんですけども、この投票率向上に向けた取り組みという観点から、例えば、足が不自由で投票に行けない独居の高齢者の方等に対して、本市としてどのように対応されているのか、ここでお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、応急手当普及啓発活動事業について、ご答弁いただきましてわかりました。私も2回ですけども、AEDの講習に参加いたしましたが、市民の方からすごくよかった、わかりやすかったと好評でありました。公共施設をはじめ、駅にも設置されておりますし、また、このたび全中学校にAEDを配備されるということでございますので、もちろん教員に対する使用方法の研修を実施されますが、必要なときにだれでも即座に救命

救助活動ができるよう、さらに多くの市民の方が利用できるよう講習会の充実を図っていただきますよう、要望としておきます。

続きまして、指令・通信事業について、ご答弁いただきました。ここで、災害時の救命率の向上という観点からお聞きしたいんですけども、代表質問でもありましたが、市町村の消防の広域化についてでございます。消防組織法の改正が行われて、法改正に基づき消防庁が定めた市町村の消防の広域化に関する基本指針が出され、平成19年度中に都道府県が推進計画を定め、計画後5年以内をめどに対象市町村の消防広域化を実現することが示されております。

市町村の消防の広域化の必要性については、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責任を全とうする必要があるということであります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動態勢、保有する消防車両、専用要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては、必ずしも十分でない場合があります。これを克服するためには、市町村の消防の広域化により行財政上のさまざまなスケールメリットを実現することが極めて有効であるということでございますが、本市におきましては、さまざまな課題等があり、今すぐ消防の広域化の実現というのは困難であると認識いたします。

そこでお聞きしたいんですけど、例えば、大規模災害時などに、救急車や消防車の出動が本市の保有台数では賅えない状況になったときなどに、近隣市との連

携体制はどのようになっているのか、逆の場合もあると思いますが、この点をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、防災対策事業についてでございます。答弁いただきましてわかりました。ここで1点お聞きしたいんですけども、大規模災害時に備え、国は2005年に災害時要援護者の避難支援ガイドラインをまとめて、各市町村に要援護者の名簿作成を求めています。本市におきまして、ひとり暮らしの高齢者や重度の障害者等の災害時における避難支援について、どのように計画されておられるのか、ここでお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、行財政改革推進事業についてでございますけれども、新アクションプラン、集中改革プランに即して、社会経済情勢に即したスリムで効率的な市政へと改革を着実に推進していただき、生活者の視点に立った持続可能な施策の充実を図っていただきますよう、要望としておきます。

続きまして、行政評価システム推進事業についてでございます。

ご答弁いただきましてわかりました。

各施策の効果的な運営を実現するため、行政評価システムのさらなる充実と費用対効果の徹底分析を行っていただき、よりよい市民サービスを提供していただきますよう、要望としておきます。

以上で、2回目を終わります。

○野口委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 それでは、定率減税の廃止と税源移譲に伴う周知の徹底をどうするのか、また、窓口、電話等の問い合わせについてどう対応するのかというご質問についてのご答弁を申し上げます。

今回の定率減税廃止と税源移譲に係ります周知啓発につきましては、先ほど委

員が申されておりましたように、広報の活用、また、ホームページへの掲載、また、公民館等公共施設への広報のダイジェスト版の配備等行っておるわけでございますけれども、現在もちょうど市申告会場、今回は本館1階の部分で、市申告の受付を3月15日までさせていただいておるわけでございますけれども、ちょうどその場所で、待合室なんですけれども、そこでちょうど税源移譲にかかります啓発ビデオを放映しております。このビデオにつきましては、30秒程度のコマーシャル用のビデオでございます。総務省と全国地方税務協議会が作成したものでございますけれども、それを待合室で流させていただきます。

今後の予定でございますけれども、周知の徹底ということで、5月の特別徴収、また、6月の普通徴収の納税通知書の発送の際には、個々の納税者に周知ができますように、啓発チラシを同封する予定をいたしております。

また、納税通知書発送後の対応につきましては、昨年も老年者控除の廃止の影響などによりまして、電話による問い合わせや窓口の来庁者が昨年6月の1か月で600件ほどあったわけでございますけれども、ことしの税源移譲と、定率減税廃止の影響につきましては、ほぼすべての納税義務者に影響がありますので、いろいろな方法で啓発に努めておりますものの、納税通知書発送後につきましては、相当数の電話による問い合わせ、また、来庁者が予想されると見ておるわけですけれども、このようなことから、納税通知書発送後に電話による問い合わせや相談、来庁者に対応するため、税3課の協力体制や窓口の混雑が予想されますので、相談会場を別室に設けてはどうかなど、関係各課に協力依頼を行って参り

たいと現在、考えているところでございます。

また、委員が申されましたように、ロビーのテレビを活用してはという件でございますけれども、これにつきましては、啓発ビデオの放送も関係課に協力を行いまして、検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、いろいろな方法で周知啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○野口委員長 大砂参事。

○大砂選挙管理委員会事務局参事 まず、1点目、さらなる投票率のアップということでございますけれども、平成18年度選挙管理委員会として取り組みましたものを1つご紹介させていただきたいと思えます。

毎年明るい選挙啓発ポスター作品を募集いたしておりますが、夏休みの時期に環境問題、ごみ、人権問題、防火などのポスター募集が集中することから、関心の低い選挙啓発ポスターの募集につきましては、毎年数点の応募しかないのが現状でございました。

選挙管理委員会といたしましても、若年者層の投票率向上を図るためには、小学生、または中学生から選挙に関心を持ってもらうことが大切であると考え、学校に協力をお願いし、本年度につきましては27点の作品の応募をいただきました。うち、1点が大阪府審査で佳作を受賞いたしました。また、摂津市審査での入賞者、大阪府審査の入賞者につきましては、選挙管理委員会委員長が学校に出向いて表彰させていただいたところでございます。

もう一点、昨年秋なんですけれども、鳥飼小学校の児童会の選挙のときに、実

際の選挙に使用している物品として、投票箱、投票記載台、投票所看板等を展示していただきまして、小学生から選挙に関心を持っていただけるよう努力したところでございます。

2点目、障害をお持ちの方の選挙権の行使についての支援でございますけれども、投票当日につきましては、投票所にスロープを設置するとか、手話通訳者を本部に待機させて要望により派遣するとか、また、車いすなり、対応しておるところでございます。

それから、最近法改正等によりまして、不在者投票、要するに郵便による不在者投票、郵便による不在者投票の代理記載等も相当緩和されてきているところでございます。

しかし、これにつきましては、身体障害者手帳、また、介護保険、戦傷病者手帳等で等級が規定されております。該当する方につきましては、こういった制度を十分にご利用いただきたいと思うところでございます。

この等級には該当しないけれども、実際にはなかなか投票所、また、期日前投票所に行けない方への移送サービスという形でのご質問だと思うんですけれども、まず選挙管理委員会で対象者を把握するのが困難である。また、選挙によりましては、期日前投票の期間が異なっておりますけれども、体に障害をお持ちの有権者のご希望の日時に合わせて配車するとか、そういった体制を組むことが困難である。

もう一点、投票当日につきましては、現在27投票所がございます。この中に対象者の方が何名おられるかは現在わかりませんが、時間等重なった場合に、こういった体制をとればいいのかといったことを考えましたところ、現在、

選挙管理委員会として移送サービスの支援とすることは困難であると考えております。

ただ、高齢者障害者福祉課、また、介護保険課、社会福祉協議会等で支援費サービスとか、外出介助のサービスがございます。これにつきましては、幾らかの個人負担はかかりますけれども、社会的事由による外出として認められておりますので、そういったものをご利用いただくということをお願いしたいと思っております。

○野口委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 大規模災害時における近隣市との協力体制、また、連携についてということでお答えさせていただきます。

まず隣接ですけれども、茨木市・摂津市消防相互応援協定、また吹田市ですが、吹田市・摂津市消防相互応援協定と隣接市と応援協定を結んでおります。また、大阪北ブロック消防総合応援協定、並びに大阪府下広域消防総合応援協定を締結いたしております、災害に対応できる協力体制ができております。

また、大阪府下の消防力で対処が不可能な災害が発生の場合は、全国規模の緊急消防援助隊の出動要請を行えば、他府県からの応援を受けることが可能となっております。

また、救急車と出動台数についてでありますけれども、現在、本市におきましては救急車3台を運用しております。3台すべてが出動中、救急事案が発生すれば、事故内容にもよりますが、最寄りの署所より、救急バッグとAEDを積載した消防車で応急処置、速やかにそちらへ向かわせます。

なお、隣接の先ほどの協定によりまして、隣接の消防本部より応援を受けることも可能でありますので、よろしくお願

いいたします。

○野口委員長 杉本参事。

○杉本総務部参事 災害対策に関しまして、災害時の要援護者の対策についてお問い合わせいただきましたのでお答えいたします。

災害時の要援護者、いわゆる高齢者、体の不自由な方等に対する災害時の対策でございますが、国の方におきまして16年に集中豪雨等によって、そういう課題が非常にクローズアップされたこともありまして、去年の春以来、各自治体に対してリストをつくれというようなことで求められております。ただ、マスコミ等にもご存じのとおり、個人情報保護に対する考え方、こういったものがありますので、各自治体ともマスコミに言わせれば過剰反応ということなんですけれども、多くの自治体とも二の足を踏んでいる状態がございます。しかしながら、災害時にこれを放っておくということでは決してございませんで、本市におきましても、介護保険の資料をいただきましたところ、要支援、要介護だけで約2,000名の方がおられるということがございます。後期の高齢者の数でいいましたら4,500名、75歳以上の方ですけれども、4,500名程度おられるということがございますので、これはつくっていかねばいけないと。前向きに考えていきたいと考えておりまして、先般、各福祉部門、また、防災部門等で支援計画の作成の検討会議を開催いたしております。これをもって、どのようにやっていくか、ちょっと検討させていただいて、できる限りリスト等の作成プラス、その各要援護者に対する支援をいかに、支援プランというようなものがないかなというふうに考えております。

また、既にこれにつきましては、本年

の1月に防災ボランティア月間のときにも鳥飼上のふれあいの里の方が福祉避難所になっておりますので、鳥飼地域の老人クラブの方にご協力をいただいて避難訓練を行っておりますし、先般、摂津小校区の自主防災訓練では、独居老人に対する物品の配付、非常食の配付等の民生委員のご協力のもとに取り組んで、こういったことを手始めにして、今後、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○野口委員長 南野委員。

○南野委員 それでは、3回目行います。

まず、1点目の市民税に関して、税源移譲解説ビデオ等を流すなどして、周知の徹底を図るなど今後の周知の方法について、先ほど答弁をいただきましたが、これは岐阜県やったと思います。県のホームページ上において、税源移譲の開設ビデオを独自で作成されてると思います。私もこれダウンロードして見たんですけども、すごく丁寧でわかりやすい内容でありました。これはホームページのリニューアル後でないとなかなか実現するのは困難であると認識いたしますけれども、いずれにしても、本市の実情に合った市民の方が見て聞いて、よりわかりやすい周知の徹底を心がけていただきますよう、要望としておきます。

続きまして、投票率向上に向けた取り組みについて答弁いただきましたが、さまざまな状況で、選挙に行きたくても行けない方に対して、各自治体がいろいろな方策で対応されておりますので、さらに研究をしていただきますよう、要望としておきます。

続きまして、大規模災害時の近隣市との連携体制について、ご答弁いただきました。本市におきましても、管轄人口の規模を踏まえて、消防の広域

化計画に積極的に取り組んでいただいて、より高い消防行政サービスを市民の皆様提供できますよう、お願いし要望としておきます。

最後に、防災対策事業についてでございますけれども、個人情報の取り扱い等さまざまなことがございますが、本市の実情に合った避難支援計画の策定を十分検討していただきますよう、要望としておきます。

以上で終わります。

○野口委員長 ほかに質疑ございませんか。

三宅委員。

○三宅委員 おはようございます。

それでは、まず、一般会計の予算書の方の25ページですが、今、南野委員からご指摘ありましたように、歳入で12億7,800万円の増となっております。

この増額に関しましては、定率減税の廃止等、いわば外部的要因に基づくものが多いと認識をいたしますが、その隣に滞納繰越分という項目がございます。やはり法律改正等の要因で歳入がふえる、このようなときには、いわゆる税の公平性を担保するためにも、このような滞納に関するさらなる徴収の強化が必要と考えられますが、まずこの点、現在の認識をお伺いいたします。

続きまして、予算概要に基づいて質問をさせていただきます。

まず、13ページ、人事課ご所管になります一般事務事業の項目の中に、消耗品費及び庁用器具費という項目がございます。こちらは、消耗品費が前年と比べまして20万円、庁用器具費の方が37万円の増額計上となっております。これの内訳をご説明願います。

続きまして、14ページ、最上段にあります項目で言いますと、職員給与管理

事業、人事給与システム機器借上料という項目が新設されております。これについてのご説明をお願いいたします。

同じく、14ページ、創造的人材育成事業、こちらの管理職養成等研修委託料でございます。さきに南野委員も、また、代表質問においてさまざまな質問もなされておりますが、こちら管理職養成等研修委託料で、昨年度の計上がその前年のプラス60万、そして今年度がさらに25万円の増額計上となっております。こちらに関しましてカリキュラムの変更等が発生したゆえのものか、また、その内容についてお伺いします。

続きましては、18ページ、情報政策課ご所管になります地域情報化事業の項目中、庁内ネットワーク保守委託料294万9,000円が計上されております。これのご説明をお願いいたします。

続きまして、18ページ、秘書課ご所管中、広報事務事業におけます印刷製本費、こちらの方が前年度と比べまして400万円の減額となっております。こちらは諸般の努力の結果と思われませんが、要因についてご答弁をお願いいたします。

続きまして、ホームページ事業に関してでございますが、平成17年10月、私が本会議でこの件に触れて以来、非常に時代に合った面が感じられ、このように本日のこの計上となったことに関して、非常に評価をいたしたいところでございますし、また、感謝もいたしております。そこで、今、ホームページをリニューアルするという、これは現在のホームページを踏襲する形はもちろん、また、技術の進化に応じた新しい機能等の追加も必要であると認識をいたしております。そういった点も含めまして、現在のリニューアルの未来予想図をご答弁をお願いいたします。

続きましては、20ページ、総務防災課ご所管、庁舎管理事業、こちらの光熱水費の4,600万円でございますが、昨年度とこちら同額の当初計上でございます。昨年の予算審議の際、私がこの点について質問をしております。その際に、杉本課長は、前年決算と比較をして、1割程度の余裕を持たせて計上しているというふうにご答弁されております。

しかるに、平成17年度決算を確認しますと、4,000万円程度の計上でございます。また、今回、補正予算でマイナス200万円の減額計上が上がっております。この点を踏まえまして、今回、4,600万円を計上された経緯についてご答弁願います。

また、修繕料について、700万円の増額の計上がございます。これについてのご説明もあわせてお願いいたします。

続きまして、21ページ、車両管理事業の続きになりますが、機械器具費、こちらが前年と比べまして775万円の増額となっております。これの内訳についてご説明願います。

同じく21ページ、市立集会所管理事業、修繕料がほぼ倍額の450万円の増額となっております。これはどのようなご予定でしょうか。ご説明をお願いいたします。

続きましては、22ページ、政策推進課ご所管の小学校跡地活用検討事業、新規でございますが、300万円の計上ということで、この検討事業につきまして、予定されている内容等、お教え願います。

続きましては、24ページ、情報政策課ご所管、行政情報化推進事業にございます通信運搬費、こちらが前年度と比べまして100万円程度の増額となっております。これのご説明をお願いいたします。

続きまして、次の項目に基幹業務オープンシステム事業というのが新設されております。これも同じく私も触れておりましたが、今回市民の利便性に資するためにこのようなシステムに改修するものであると認識をいたしております。

そこで、今後の予定、ロードマップについて、まず切替を行っていく担当課等ご説明をお願いいたします。

続きまして、26ページ、女性政策課ご所管、情報収集・提供事業中、図書購入費が28万円と計上されております。他課と比べますと、若干この図書購入費が多めの計上のような感覚を覚えたので、これのご説明をお願いいたします。

続きましては、31ページ、市民税課ご所管になります。一般事務事業中、臨時職員賃金でございますが、前年と比べますと20万円と人件費としては、決して多くない金額ではございますが、その前年が60万円の増額計上されておまして、当時課長は人件費の抑制に努めるとご答弁されております。これの要因についてお願いいたします。

続きまして、32ページ、市民税課ご所管になりますが、OA機器管理事業中、給報OCRシステム借上料という項目が新設されております。このシステムというもののご説明をお願いいたします。

次に、33ページのやはり市民税課ご所管になりますが、課税事務事業中、手数料という項目が前年と比べまして新設されております。これの内容についてお教え願いたく存じます。

その次、固定資産税課ご所管、同じく手数料がこちらは前年度と比べまして1,600万円程度の増額の計上となっております。恐らく、そのすぐ下の項目でございます航空写真撮影業務委託料、地図情報修正業務委託料、また、オープンシ

ステム導入改修業務委託料等の関係かとは存じますが、ご説明お願いいたします。

続きまして、37ページ、選挙管理委員会事務局ご所管になります府議会議員選挙事業並びに参議院議員通常選挙事業、両選挙におきまして、さまざまな議論もされておりますが、やはり人件費の抑制は、重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

そこで、先日、大阪府の地方分権シンポジウムというのがございまして、そこで北川前三重県知事が講演をされておりました。その際に、やはり各市町村、また、都道府県での選挙開票事務のスピードアップについて非常に重要視された発言をされておりました。現在も過去から現在に至るまでさまざまな努力、工夫をされてきておるところと認識はいたしておりますが、今後、ますますのスピードアップ、あるいは効率化が急務かと考えます。

事務局から、現在の経緯、もしくは今後の方向性についてご答弁お願いいたします。

続きましては、99ページ、消防総務課ご所管中、一般事務事業になります。こちらが、臨時職員賃金151万7,000円という項目が新設されております。こちら従前にございませでした項目でございます。こちらに新設された要因についてご答弁をお願いいたします。

続きまして、100ページ、消防総務課の続きになりますが、消防庁舎管理事業、こちらの光熱水費1,107万円の計上でございますが、今しがた申し上げましたように、本庁においては最終的なマイナス計上となっているのが最近の傾向でございます。また、クールビズやウォームビズ、さらに市長がスローガンとして掲げておられます節約という観点か

らは、倍旧の努力が必要と認識をいたすところではございますが、ここで7万円という決して高額とは言いがたい額でございますが、プラス計上となっております要因についてご答弁をお願いいたします。

続きまして、101ページ、消防総務課ご所管、消防職員教育訓練派遣事業、こちらの項目に関してでございますが、手数料以外がすべて前年比増額となっております。こちらは新入職員の方に係る分と認識をいたしておりますが、この認識でお間違いはないでしょうか。

続きまして、101ページ、消防署ご所管、消防本部車両・資機材整備事業中、燃料費が前年と比べまして60万円の増額となっております。昨今、燃料の高騰などの要因はございますが、この60万円の計上要因をお願いいたします。

同じく、救急活動事業におけます観察モニター等保守点検委託料でございますが、こちら前年と比べまして8万円の増額となっております。このような保守委託料、あるいは点検等の委託料は定額制のような認識でございましたが、そうではないようでございます。こちらの確認をいたしたく思いますので、ご答弁をお願いいたします。

次に、102ページ、消防署ご所管中、指令・通信事業、こちら消耗品費が前年と比べまして330万円の増額計上となっております。また、消防器具費で2,079万円の計上がございますので、さきにご説明ございましたような施設整備等の関係と認識をいたしますが、確認のためご答弁をお願いいたします。

次に、103ページ、消防総務課ご所管、消防団活動事業中、消耗品費が前年と比べ約2倍、72万円の増額計上となっております。また、すぐ下段の消防団活

動管理事業におきましては、消耗品費が27万円の増額となっております。

こちらの内訳についてご答弁をお願いいたします。

また、103ページ、消防署ご所管の消防団車両・資機材整備事業中、消防団器具費という項目がございます。今回のこちらの器具費の内訳についてご答弁をお願いいたします。

次に、104ページ、消防費におけます総務防災課ご所管になりますが、防災資機材及び備蓄用品整備事業中、防災器具費が前年と比べまして100万円の増額となっております。この2年間で150万円少々の増額になっております。

これの内訳についてご答弁をお願いいたします。

最後に、105ページ、総務防災課ご所管の情報収集伝達体制整備事業中、防災情報充実強化事業負担金という項目が設置されております。これについての説明をお願いいたします。

以上で、1回目を終わります。

○野口委員長 暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午後 1時 再開)

○野口委員長 再開します。

答弁を求めます。葭中次長。

○葭中総務部次長 それでは、市税の滞納の関係につきまして、ご答弁をさせていただきます。

市税の徴収率につきましては、平成19年度現年課税分で98.45%を見込んでおりまして、滞納額につきましては、調定見込みで10億200万円を見込んでおります。この滞納額につきましては、18年度で9億7,596万1,000円、19年度は先ほど申し上げましたように、10億200万円程度を滞納額というふうに見込んでおります。

この滞納額につきましては、毎年2億円程度の分が増加をしておるような状況になっております。この滞納額の整理につきましては、公平性の確保の観点から我々、徴収担当としましては、督促や催告、そういう業務を行うとともに、平成17年度からは預金、生命保険などの差し押さえ等の部分について鋭意努力をしているところでございます。

この債権につきましては、17年度、18年度とも約50件程度の分を現在実施しております。そういうことで、こういう差し押さえ等、今申し上げました債権並びに不動産等についても積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、徴収につきましては、徴収の効率化というのが非常に今現在求められておるところでございます。この分につきましては、平成18年度から大阪府より派遣職員等をお願いしまして、現在、高額な事案、また、難事案の指導をやっていただいているとともに、職員の徴収技法の向上を図るために、去年の4月から延べ10回程度の研修等も行いまして、職員の能力開発に努めているところでございます。

そういうことで、こういう徴収事務で鋭意しますとともに、今後におきましては、現在行っております口座振替の利用者の拡大、現在口座振替につきましては、12.5%程度の利用率ですが、まだまだ利用という部分はまだ普及しておりませんので、できるだけ口座振替等の利用者の拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、現在、オープンシステムの部分で、いろいろやっておりますが、利用者の利便性を図るために、できるだけ早いうちにコンビニ収納について導入をやっ

ていきたいというふうに考えております。

そういうことで、納税者の利便性の確保等も図れるように今度努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○野口委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事課が所管いたします。質問についてお答えいたします。

まず、1点目の一般事務事業の消耗品費でございますが、この消耗品費につきましては、職員に対しまして、職員証を5年に1度発行をいたしております。その事務にかかわりますのが平成19年度に入って必要になってまいります。職員証のカード費用といたしまして、31万3,000円を計上いたしました関係で、増額になっております。

また、同様の関係でございますが、同じ一般事務事業の中に職員証発行機の機器点検保守委託料というのを今年度掲載をさせていただいております。これにつきましても、職員証発行にいたしまして、5年ぶりに発行ということで、点検をした上で事務に当たろうというところで、この部分の予算も計上させていただいております。

続きまして、職員給与管理事業に関するシステム借上料でございます。これにつきましては、人事給与管理のシステムを運用していくに当たり、必要な機器ということで、サーバー1台、パソコン2台分を6か月分リースするというので、借上料を計上いたしました。

この予算につきましては、市全体のオープンシステム導入に当たり、人事課の管理システムにつきましても更新を予定しているものでございます。

3点目の創造的人材育成事業の委託料につきまして、ここ2年で増増という予算組になっているという点でございます。

が、ご質問のように、平成17、18年を比較いたしますと、57万8,000円の増と、平成18、19年を比較いたしますと25万円の増ということになっております。

ただ、事業全体を見ていただきますと、平成18年度予算につきましては、対前年度2万6,000円の減、平成19年度予算につきましては、対前年度1万6,000円の減というところで推移いたしております。

これは事業の運営に当たりまして、予算組みを変更させていただいたものでございます。特に、19年度予算につきましては、講師謝礼に当たる報償費を35万減額させていただきまして、その分を委託料の方に25万予算の振りかえをさせていただいたというものでございますので、よろしく願いいたします。

一般事務事業の庁用器具費でございます。

この予算につきましては、人事課だけの庁用器具費ということではなく、新館、本館にかかわります机、いす、また、職員の更衣室にかかわります更衣ロッカーにつきまして、予算を執行するための予算でございます。

この増でございますが、特に更衣ロッカーが最近傷んでおるというところで、また、施錠ができないロッカー等がふえてきたということで、できれば買いかえようということで予算を計上いたしております。

○野口委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 それでは、情報政策課が所管いたします3点のご質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目、予算概要18ページ、地域情報化事業の庁内ネットワーク保守委託料294万9,000円についてでござ

いありますが、まず庁内ネットワークは大きく分けまして3つございます。1つは市民課や税、福祉などの窓口オンライン業務の専用回線ネットワーク、それから2つ目は国や大阪府、それから他市との専用回線でありますL GWANというものがつながっておりますネットワーク、それから3つ目に外部インターネットと接続し、皆様がよくお使いになっていらっしゃる市のホームページや庁内メール、それから対外メールでありますとか、それと業務で使用しております庁内情報システムにつながっております庁内情報ネットワークという3つのネットワークが存在しております。

今回、庁内ネットワーク保守委託料を組みました理由は、年々セキュリティ技術やシステム内容が高度化、複雑化しつつありますので、庁内ネットワークシステムの運用に当たりまして、平成20年度からのオープンシステムの稼働に向けまして、より安全で専門的な対応をとるため、平成19年度から新たに庁内情報のネットワーク保守について委託いたすものであります。

具体的には外部インターネット系、及び庁内業務オンライン情報系のネットワークシステムの保守管理と外部不正アクセス侵入の防止などを図る予定であります。

次に、予算概要24ページ、行政情報化推進事業の電子計算費の中の役務費の通信運搬費についてでございますが、これは市民サービスコーナー5か所の専用回線の使用料であります。

平成19年度通信運搬費351万7,000円、平成18年度は予算額251万9,000円でありましたが、対前年度比39.6%、99万8,000円の増となっております。

平成3年から実はアナログ回線をずっ

と使用してきておりましたが、平成17年7月にデジタル回線に変更いたしました。ただしその際に、NTTが供給しております通信回線がINSネット64という回線でございます、回線の速度が毎秒64キロビットという低速のものであります。これが現在のホストコンピューターに接続されておるものであります。平成20年4月からのオープンシステムの移行に伴いまして、現在どのご家庭でも光ケーブルが通常使われる時代になってきておりまして、平成20年3月、1か月前からその回線を利用すると、光ケーブルを利用するという事で、処理スピードが100倍以上の速度になりまして、毎秒10メガビットというスピードの回線変更を行うため、回線使用料を増額するものであります。

なお、1か月で99万7,500円と非常に高額な定価を要求されておりますが、これにつきましても業者と使用料について交渉中であり、調整を図って安くする予定であります。

それから、第3点目の基幹業務オープンシステム事業の電子計算費、新規事業でございますが、システム委託料の3,995万3,000円についてご説明申し上げます。

このシステム移行委託料につきましては、同じく20年4月からのオープンシステムを稼働するために、まず現在のホストコンピューターのデータ、ざっと6年間にわたりまして、150万件ほどのデータがございまして、それを移行する経費が1つです。

それから、もう一つは、市民サービスを低下させないための新システムでのシステム改造費であります。それぞれデータ移行の作成委託料につきましては、2,997万7,500円、それからオープ

ンシステムの市独自分、あるいは大阪府単独事業に対するシステム改造委託料といたしまして、10回分を見込みまして、997万5,000円を計上させていただいております。

次に、ご質問いただきました基幹業務オープンシステム事業のロードマップについてでございますが、既に平成18年9月の議会におきまして、オープンシステムへの移行をご承認いただき、19年1月より全課におきまして、デモ機を4台、情報政策課に設置して使用していただけるように開放しております。

具体的な作業といたしましては、現在各課ごとに機能の中身をヒアリングを進めておりまして、また、20年4月の本格稼働に向けまして、平成19年度の前半ではホストコンピューターのデータを分析移行を終わらせます。その後、各課で発生してくるであろうと思われる新システムの調整部分を年度の後半で行います。

また、平成19年度の後半につきましては、平成20年の1月から市民課、それから市民税課、それと固定資産税課におきましては、前倒しで平成20年1月からシステムを稼働させる予定であります。残りの納税、国保、介護、福祉、医療、保育、選挙のシステムにつきましては、平成20年4月から稼働させる予定であります。

○野口委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 それでは、予算概要22ページ、小学校跡地活用方針の策定業務委託の内容でございます。本市では、児童数については、昭和57年の1万323人、それから生徒数は昭和61年の5,265人をピークに急激に減少しております。現在では、ピーク時の約半数以下となっております。

同様に、全国的に見ましても、1980年に1,700万人を超えていた小・中学校の適齢期の児童・生徒数は2000年には約1,100万人となっております。急激に減少いたしまして、本市のみならず、全国的に小・中学校の統廃合が進められております。

また、これらの跡地活用の状況を見ますと、自治体財政の厳しい状況が続く中で、財源確保に向けた取り組みが多くなされています。学校跡地の活用は1990年代までは、公設公営が主でしたが、最近では既存の校舎の活用で公設民営、新規の場合は民設民営が多く見られるようになってきました。このような状況の中から、いずれにしても、こういう状況の中で、コンサルティング会社の方に明らかに情報量が多いということで、これらの情報の提供をいただくということが、今回の委託の内容となっております。

5点ございまして、業務につきましては、基礎調査業務ということで、本市の2校の跡地の活用基本資料として、敷地条件、周辺施設の条件、交通条件、法条件、インフラ条件、不動産市況、市の施策の方針等を調査、整理し、取りまとめるという基礎調査業務、2点目に基本計画案の作成業務ということで、基礎調査に加え、地元の要望を組み込んだ基本計画案を検討し、絞り込むという業務、3点目に地元の協議、補助業務として、地元協議用の資料の作成とともに、補助としてその地元協議に出席をしていただくという業務、4点目に基本計画策定業務として、基本計画を策定する。5点目に、代表質問でも一部売却の方向でということがありましたので、売却方策等の検討業務というものがございまして、これにつきましては、土地について売却処分する

という方法もありますが、一方で、最近土地を保有したまま、定期借地権を設定するという、このような形で長期的に貸し付けして、安定的に収入を得られる、確保するというような方法もあります。

これらのことを比較して、土地の売却方策の検討をするということで、売却のスキムに係る検討業務、以上の5点の業務を予定をいたしております。

○野口委員長 宮部課長。

○宮部固定資産税課長 固定資産税課に係るご質問についてご答弁申し上げます。

土地、家屋の固定資産は、3年ごとに評価を見直すこととなっております、このように評価替えが3年ごとの作業となりますことから、各年度で執行する業務の内容、予算額が異なっております。

予算概要33ページ、手数料1,832万1,000円でございますが、これは土地の評価替えに活用するための鑑定手数料として執行するものでございまして、19年度より土地の評価替えが始まり、新たに標準宅地の鑑定業務718万4,625円、路線価付設業務972万9,000円が加わります。ただし、18年度に新設路線鑑定業務105万円を予算計上いたしておりました。これは路線価付設業務に組み入れるため、この分が削減されまして、前年度に比べて1,586万2,000円の増となるものでございます。

それから、航空写真撮影業務でございますけれども、これは課税客体である現況を正確に把握し、適正な評価、課税を実施するため全市域の航空写真を撮影し、画像データを作成する業務でございます。

地図情報修正業務は、地番参考図、航空写真などの評価情報をパソコン上で閲覧する地図情報システムの地番参考図、

路線図等を修正、入力いたしますとともに、航空写真を取り込む業務でございます。

オープンシステム導入改修業務は、当課で運用いたします地図情報システム、家屋評価システム、家屋台帳システムの3つの電算システムを平成20年4月に稼働いたしますオープンシステムに結合する際に発生するプログラム改修に備える費用でございます。

このように、手数料と委託料は関連するものでなく、別のものとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○野口委員長 井口課長。

○井口秘書課長 それでは、印刷製本費についてお問い合わせございましたので、お答え申し上げます。

予算概要18ページの印刷製本費の減額につきましては、昨年度実施いたしております市勢要覧181万2,000円と市内公共施設地図、これは3月末に配付予定でございますが、200万円、合わせて381万2,000円の減額となっております。

2点目のホームページのリニューアルについてでございますが、今回のリニューアルは5年ぶりに実施するものでございまして、過日の市政方針でもございましたように、情報発信の中心としてホームページが位置づけられておりますことから、今回は使いやすさ、見やすさ、検索のしやすさ、情報の充実を図りたいと考えております。

また、摂津らしさという独自性も目指していきたいというふうに考えております。

未来予想図ということでございますが、やはりホームページと申しますのは、時代、時代に応じた内容にすべく市民ニーズの状況を的確に把握して、内容の充実

に努める、また、機能の充実を図ることが目的かと思っておりますので、そのように努めてまいりたいと考えております。

○野口委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 それでは、市民税所管にかかります3点のご質問について、順を追ってご説明を申し上げます。

まず、予算概要の31ページ、市民税所管の一般事務事業の臨時職員につきまして、前年度比で20万8,000円ふえているのはどうしてかというご質問でございますけれども、市・府民税の申告や課税事務、また、法人市民税、軽自動車の課税事務の補助としまして、アルバイトを雇用しておるわけでございますけれども、昨年から吹田税務署での市・府民税の課税資料の仕分け作業を行うため、1名の増員をお願いしまして、申告時期であります3月には最大10名のアルバイトの雇用を行っております。19年度につきましては、前年度と比べて20万8,000円ふえておるわけですが、これにつきましては、法人市民税にかかります課税事務で昨年から未申告者や居所不明の法人の実態調査を行っておりまして、従来は法人市民税と軽自動車の課税事務の補助としてアルバイトについては、週3日勤務で雇用しておったわけですが、この法人市民税にかかります実態調査を行いますために、現地調査資料の作成等の補助を行うために、勤務日数を週3日から週4日勤務にお願いいたしまして、増加したものでございます。

2点目の32ページのOA機器管理事業の給報OCRシステム借上料についてご説明を申し上げます。

これは平成20年4月のオープンシステムへの切替に伴いまして、市・府民税などの課税データの入力方法も変わって

まいります。市・府民税などの課税データにつきましては、現在はスキャナーで課税データを読み込ませまして、イメージ化したものをパンチ業者に出しておるわけですが、このオープンシステムの切替に伴いまして、給与支払報告書などの課税データをOCRの機械を使って入力するものでございます。

このOCRの機械と申しますのは、印字された文字などを工学的に読み取りまして、文字データなどを入力する装置でございます。このOCRシステム関連の借上料でございます。

3点目でございますけれども、33ページの市民税課所管の課税事務事業の手数料について、内容の説明を申し上げます。これにつきましては、税源移譲や定率減税の廃止などの影響によりまして、6月から住民税が大きく変わるわけでございますけれども、それに伴います啓発の一環としまして、広く市民の皆様はこの税源移譲などの影響を周知できますように、6月の普通徴収の納税通知書の発送の時期に合わせまして、啓発チラシの新聞折り込みを予定いたしております。それに伴います新聞折り込み手数料でございます。

○野口委員長 明原参事。

○明原総務課参事 それでは、私の方からは消防本部総務課に係りますご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、第1点でございます。予算概要の99ページ、一般事務事業の臨時職員の賃金でございます。臨時職員の賃金151万7,000円につきましては、19年度に初めて計上いたしました経費でございます。これは消防本部総務課に臨時職員1名を配置するものでございます。

これは、職員の健康管理の面から、労

働時間の適正化等の改善が必要であると考へまして、事務の効率化とあわせまして、超過勤務の減少を目的といたすものでございます。従前から時間外勤務手当として予算措置しておりました経費の一部を今回、臨時職員賃金にシフトいたしまして、臨時職員1名を消防本部総務課に配置し、日常の定例的な比較的簡易な事務執行に当てるものでございます。

このことによりまして、職員の余暇の有効利用を含めまして、健康管理の維持向上を図り、全体として効率的な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目でございますが、予算概要の100ページ、消防庁舎管理事業でございます。光熱水費の前年度比較の件でございます。光熱水費が前年度に比べて7万円予算計上が上がっている理由といたしましてお答えいたします。

平成18年12月に消防署の味生出張所の下水道が完備いたしました。平成19年度にはその下水道料金といたしまして、この分を別途7万円予算計上いたしましたものでございます。

なお、この消防庁舎管理事業の需用費、光熱水費につきましては、適正な予算執行を図ってまいり、年度末にはできるだけ執行差金を残すように全体的に経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目、予算概要100ページでございますけれども、消防職員教育訓練派遣事業の手数料でございます。

消防職員の教育訓練派遣事業の手数料につきましては、委員ご指摘のとおり、この事業につきましてはの新規採用に係る初任科の入校経費の増加が主なものでございます。

消防職員の教育訓練派遣につきましては、消防職員として拝命されて初めて受

ける教育であります初任教育、そして救急救命士の養成・育成及び新規の救急隊員の養成を初めとしまして、その必要となるニーズに応じました消防実務に必要な火災調査科、また、救助科などの専科教育、はしご車技術講習などの専門技術の講習のための技術の向上のための講習会への派遣でございます。

いずれも本市消防本部で派遣計画というものを策定いたしまして、それに基づき派遣をいたしております。それぞれの教育によりまして、派遣期間や派遣人員、また、負担金が違ってまいりますので、全体的には毎年変動が生じてまいりますのでございます。

続きまして、予算概要の103ページ、消防団活動事業の消耗品でございます。これにつきましては、前年比較で70万円の増加の理由はというお問い合わせであったと思います。これにつきましては、お答え申し上げます。

消防団員の災害現場における煙対策、粉じん対策ということで、消防分団25分団に各4個ずつのアスベスト対応マスクセットを100セット購入する予定をいたしまして計上いたしました。

なお、機動分団であります自動車分団、第1分団から第4分団につきましては、平成18年度に購入配備いたしております。

続きまして、同じく予算概要103ページ、消防団活動管理事業の消耗品でございます。活動管理事業の消耗品費前年度比較で27万円増加しております理由でございますが、平成19年度につきましては、消防団の千里丘地区の方で大阪府消防ポンプ操法訓練大会に選抜隊が出場いただく予定をしております。

その出動のためのポンプ操法訓練に必要な被服等の購入費用を計上しているた

めでございます。

○野口委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課所管分についてご答弁申し上げます。

予算概要26ページの情報収集・提供事業のうち、図書購入費についてのご質問でございますが、摂津市立男女共同参画センターの情報ルームにおきまして、男女共同参画社会に向けたさまざまな情報資料の収集、提供を行っており、書籍につきましては、市民の皆様からのご要望もお聞きしながら、年に3回程度選書会議を開催し、購入しております。

また、ビデオ、DVDも合わせて購入しておりますが、これにつきましては、センターで定期的を開催しております、ウィズ名画劇場、あるいは市民の皆様への無料貸し出しに供するため、著作権法に基づきました著作権協会の承認を得ました上映権つきのものを購入しておりますので、1本当たりの単価が1万5,000円から2万円程度するものもでございます。今後とも計画的な情報収集並びに市民への情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○野口委員長 杉本参事。

○杉本総務部参事 庁舎管理事業の光熱水費の件でございますけれども、18年、19年同額ということで、お問い合わせをいただいております。光熱水費につきましては、ここ数年、毎年減額、下がってきております、使用実績については、予算計上につきましては、平成17年度は5,100万円あったかと思っております。現在、18年度の要求時に500万円を削減しております。大きな要因というのは、おおむね電気代の価格の減少、また、契約の工夫といったことでございますけれども、電気代につきましては一定契約金額を超

えますと、一挙に金額が上がるということが1つございます。

また、きょうはちょっと寒うございますけども、2月暖冬ということで、気候の変動による大きなことによって、全く違ってくるということもございます。

そういったことを、去年の夏は暑くて非常に電気代が前年に比べて多くかかっているというようなこともございまして、その年度年度の変動要因が非常にあるかと考えております。

そういったこともすべて勘案しまして、また、昨年来の原油高による電気代の上昇もひょっとしたらということも考えながら、前年度と同じという予算計上をさせていただいております。経常経費ですので、払わないわけにはいかない。請求が来れば電気代、水道代ともにそうなんですけども、払わなければいけないということですので、やはり実務を預かるものとしたしましては、この程度の予算組みをしておくのが適当ではないかなと考えたものでございます。

次に、庁舎管理事業の修繕料の増額700万円の理由でございますけども、修繕料につきましては、庁舎が平成5年にできまして、12年、13年程度経過しております。この中で一番経費としてかかってまいりますのは、エアコンの機器でございます。こういったものは昨年も一部の機器の電気系統つぶれたことがございますけども、これによって、1回つぶれると200万、300万というお金が出ていきます。そういったことも含めて、まだこれからどんどん古くなっていきますので、そういったもの、いろいろエアコンだけじゃなしにさまざまな電気器具とか、そういった設備器具の更新も順次していけるようにということで、修繕料の増額をしてまいっております。

それから、車両の1,090万円の内訳でございますけれども、総務防災課所管の車について、本年度につきましては予算計上させていただいておりますのが、普通乗用車1台、それからユニック車、いわゆるトラックの後ろにクレーンのついたやつなんですけども、あと軽自動車2台ということで、合計4台要求しております。軽自動車につきましては、貸し出しの需要の増加、また、集中的に管理した方がいいという各課からの意見もありますので、1台増車して貸し出しにそごのないようにというふうに考えております。

普通乗用車につきましては、いわゆる今までは議長車と言っていたものでございますけれども、これが平成4年式のものを実行使っておりますので、計15年ことしてたちますので、これの更新をお願いしているものでございます。

ユニックにつきましては、NOx規制の問題で、ディーゼル車でございますので使えなくなりますのでこれの更新をお願いしたということでございます。

それから集会所の修繕料の増額の件でございますけども、これは先ほども消防の方でございましたけれども、味生地区で公共下水道ができて、第6集会所、かつて一津屋地域の芝居小屋とか言われていた分でございます。こちらの方がトイレ、古い外部に設置したものでございますけれども、使用に耐えなくなってきました。そういったこともありまして、これの改修費として増額をしております。集会所全体の修繕費用について特に増額をしたということではございません。

それから、防災の方でございましてけれども、防災器具費の増額でございますけども、これはAEDを昨年度も購入いた

しておりますけれども、今年度につきましてもまだまだ公共施設に少のうございますので、5台配備してまいりたいと考えております。これは教育委員会ですておられる中学校への配備とは別のものということで、市としては10台の整備をしていくということで防災担当としてはできるだけAEDの普及を早めてまいりたいと思いますので、来年度以降についても引き続き設置の努力をてまいりたいと考えております。

最後に、防災情報充実強化事業負担金の内容でございますけれども、昨年12月に補正をお願いいたしましたけれども、大阪府の方でポータルサイト等のいわゆるインターネットを使った情報の一元化ということが府下全市町村を含めての負担金をもって行うということになりまして、18年度に49万円の負担をこの3月にいたしますけれども、19年については府の方からまいっておりますのが124万円、翌年度は104万円ということで、それ以降74万円という府からの内示を受けておりますので、それに基づいて計上しております。

18、19、20年度の3か年につきましては、これは市町村振興協会の全額補助ということで100%手当をしていただけるといふふうに聞いておりますので、つけ加えさせていただきます。

○野口委員長 大砂参事。

○大砂選挙管理委員会事務局参事 選挙管理委員会にかかります開票時間の短縮についてご答弁申し上げます。

開票事務につきましては、選挙の種類、候補者の数により系列総数を検討するとともに、開示作業や票の分類作業をスムーズに進めるために、分類かご、区分箱等を使って、できるだけ短時間に終了できるよう努力してきたところでございます。

また、従前午後9時20分に開票を開始いたしておりましたが、投票所からの送致される投票録の受領等を検討することにより、平成17年9月に執行いたしました市議会議員並びに衆議院議員の同日選挙から開始時間を30分早めて、午後8時50分開始とすることにより、終了時間を30分短縮することができたと考えております。よろしく願いいたします。

○野口委員長 北居課長。

○北居警備第1課長 それでは、消防署所管事務にかかわるもの2点についてお答えいたします。

19年度当初予算の増減要因でございます。まず、消防本部車両・資機材整備事業の燃料費でございますが、63万8,000円の増となっております。燃料費につきましては、予算編成時に示されます積算資料、これに基づいて計上しているものでございます。

中でレギュラーガソリンを例にとりますと、18年度がリッター当たり125円でありましたものが19年度には135円となっております。また、この燃料単価だけの要因ではございませんで、救急車の走行距離の増加、これも要因の1つとなっております。

走行距離の増加につきましては、もちろん救急件数の増加もございしますが、これだけでも伺えるものでございしますが、もう一つ管外搬送、いわゆる市外の医療機関への搬送、これの増加も要因となっております。

続きまして、救急活動事業の観察モニター等保守点検委託料、これは8万1,000円の増となっております。まず観察モニターといいますのは、救急車内にあります観察モニター、輸液ポンプ、除細動器、それと携帯型心電図モニター、

これらを指すもので、これらの資機材の点検料につきましては、購入後1年間は無料でございます。したがって、18年度の点検委託料につきましては、17年9月に資機材を更新しておりますので、その分の前期分が無料となるわけでございます。これに比較しまして、19年度の点検委託料につきましては、18、19年度に更新資機材がないために、すべての資機材が対象となります。よって8万1,000円の増となるものでございます。

次に、指令・通信事業、消耗品費333万円の増となっております。これは通信指令台のシステムを構成する機器、この老朽化を改善するため年次計画に基づきまして、有償交換物品を購入しておりますが、平成19年度には交換周期7年目の高感度カメラ、これは災害発生時に早期発見、情報の収集、それと庁舎内のセキュリティの維持に活用しているものでございますが、この高感度カメラ3台の購入が発生するため増額となるものでございます。

次に、同事業の消防器具費、これは18年度にはなかったものでございますが、19年度は発信地表示システムの更新、これをお願いしているものでございます。先ほども申し上げましたが、更新を行いまして、引き続き適正な通信指令体制を維持するものでございます。

最後に、非常備消防費があります。消防団車両・資機材整備事業、この消防団器具費1,058万7,000円の増となります。内容的には2つございまして、まずNOx・PM法規制対象となります。摂津市第1分団の消防ポンプ自動車の更新、これにかかります車両の購入費が550万でございます。

いま一つは、小型動力ポンプ4台の更

新、これが508万7,000円でございます。小型動力ポンプといたしましては車両に積載する可搬式のポンプで、現在23の消防団に装備しております。更新計画により19年度は4の消防団が該当いたします。

以上、消防所管部の当初予算増減内容でございます。

○野口委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、当初予算計上についての考え方について、総括的に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、予算と決算においては数字が異なっております。といたしましては、当初予算においては各課が過去の実績とか、あるいは業者からの見積もりとかを聴取しながら当初予算を計上しております。

それで、実際決算になりますと、単価差やあるいは数量差やあるいは対象差が出てまいります。今回、補正でお願いしておりますように、市税におきましても5億3,000万の収入増、それから退職金につきましては2億円弱の歳出予算の増、それ以外については不用額が出てまいります。この不用額を今回は補正第4号で過去に要は借入れ的繰入をしました公共施設整備基金の元金償還に6億6,400万を充てさせていただいております。

このように当初予算に計上してまいりまして、今までも同様なんですけども、財政の方の統制を強化いたしまして、幾ら予算が余ろうともすべてを不用額として吸収をしながら、基金の方に積み立てをしております。

それぞれ各所管の方で答弁をさせていただいておりますけれども、あくまで見積もりであって、要は決算ではかなり変わってくる。そのためには幾ら予算が余ろうとも全部使い切るようなことはない

ように我々も統制を強化しております。

○野口委員長 三宅委員。

○三宅委員 いずれも答弁いただきました。ありがとうございます。

今しがた、部長の方からも補足説明等ございましたように、財政というか、お金の収支に関しては年度途中で所々の事情によって増減する。これは当然のことでございますので、それについて加味して、今後の発言を行ってまいりたいと考えます。

まず、市税の滞納に対する考え方でございますが、これまでもさまざまな周知、督促等行ってこられたということで、それは十分にこちらでも理解をいたしております。しかしながら、残念なことはやはり口座振替のパーセンテージが低いこと、また、全体的なパーセンテージとしては低くとも、額としては少なからざる額が滞納されているということ、この2点が重要な点であります。

提案という形をとらせていただきますが、例えば国税などの督促等の知識をお持ちのリタイアされた方やあるいは警察といった司法機関の方のOB、そういった方々にアドバイスをいただくというようなシステムづくりも今後の検討課題かと思っておりますので、一言申し上げておきます。

予算概要に移りますが、13ページの人事課ご所管の一般事務事業におきます消耗品費と庁用器具費といずれも職務に附帯する備品等の額ということで、更新が必要な点を認識いたしましたので、これは適正な執行に努めていただくよう要望いたしております。

同じく、14ページの人事給与システム機器についても理解をいたしました。そして、14ページの創造的人材育成事業で、管理職養成等研修委託料について

質問行いまして、ご答弁をいただきました。研修の重要性は私も以前民間企業で店長という職務を務めさせていただきましたので、重々に承知をいたしております。今後、私が考えておりますのは、自治体職員においては、法制執務、いわゆる法務能力、また、ICTといわれる情報コミュニケーション能力の向上が急務の要があるということでございます。

自治体の法務の研究誌がこちらにございまして、その中に東京都の任期つき職員として採用された弁護士の方の論文が載っております。この方が申すことは、特に地方税法は法改正も頻繁にあり、法令の規定文言も複雑怪奇なものである上、課税要件等にかかわる重要な規定が本法附則や改正法附則にもあるという法律家泣かせの法律であるが、税務を所管する東京の場合です。主税局の職員の知識の豊富さ、思考の深さには感嘆させられるものがあると。弁護士を務めておられる方でこのような認識をお持ちということでもあります。

弁護士と自治体職員が扱う法務については、行政法、また、弁護士であれば刑法、民法、商法、会社法といろいろございますが、その分野に特化した能力の研磨、研さんが必要かと考えております。

それと同じように、この高度情報化社会でございますので、情報端末に対する知識、これも負けず劣らず重要なことであると私は考えております。

この点につきまして、今後の研修の検討課題をお伺いいたします。

なお、今後、管理職に当たる方を中心に、まだまだ団塊世代の大量退職は続いてまいります。ここで、管理職養成等の研修の項目でございますので、管理職を養成するのは急務の課題であります。

今、いわゆる民間企業の新入社員の方々

に、とある新聞社がアンケートをとりましたところ、将来、課長、部長等の管理職につきたいかというアンケートに対して70%を超える新入社員がノーというふうな回答を行っているという結果もございます。現在、本市役所においても、今後の管理職、特に部長級、課長級等の育成は急務であるというふうに確信をいたしております。

個人の適正、能力、あるいは好みの分野であろうかと思われませんが、今後の人員配置、これに関しては一定の皆様も覚悟を持たれて職務におつきいただくことをこちらは要望といたしておきます。

続きまして、18ページ、庁内ネット保守委託料に関してでございますが、3つの分野の統合等のセキュリティの強化ということでございました。従前より情報セキュリティの強化はさまざまな分野で発言がなされておりますので、適正な事務執行をお願いいたします。

続きまして、19ページの秘書課ご所管の広報事務事業、印刷製本費のマイナスについては記念冊子、あるいはその他の付随の印刷と理解をいたしました。

次に、ホームページの事業に関しまして、一定ご答弁をいただきましたが、私が1つ考えておりますのは、この現在の市役所のホームページが開設されたときの通信速度と現在の通信速度の違いをもとにして、新しい技術を導入してはどうかということでもあります。

当時は、さきに情報の分野でご答弁ありましたが、64kbp sという、これは非常に単純に申しますと遅い通信速度であります。ただいまは10メガbp sということで、同じくこれは単純に申し上げますと、相当に速くなっているということでございます。通信速度が速くなるという理屈は大容量の情報を相互に通

信することができるということでもあります。それは、すなわち今でありましたが動画をウェブサイト投稿し、それが皆さん自由に閲覧できるという形のものでありますし、また、音楽のダウンロード等で既にご利用の方も多いかと存じます。

そこで、このホームページに関しての案でございますが、せんだって策定されました摂津市のマスコットキャラクターの「セッピー」、現在、市民の方々からいまだにあれば、周知が届いてないんじゃないかという発言をいただきます。さまざまな現場で、セッピーのアピールがなされていることと承知をいたしておりますけれども、その結果というのはやはり市民の方がどれだけ知っているかにかかってくるものであります。

そこで、今の大容量のブロードバンドでありましたならば、ホームページのトップページにセッピーを動画で、鳥がモチーフですので、飛ばせることも可能であります。そしてそこに音声を付随させ、例えば現在でありましたならば、さきの定率減税の廃止、あるいは所得税と住民税のフラット化に関して、周知徹底の意味を込めた画像、動画を導入することが可能であります。

また、情報収集という点につきまして、ホームページ、最近のホームページはほとんどのものがアクセスログというのを閲覧者の見える範囲に設置をしております。これは単純に申し上げますと、どれほどの人数がこちらに来たかということでございまして、自分のホームページの今後の更新の際に役立てるという趣旨のものであります。

したがって、さらに深くそれを進化させ、例えば各課別のクリック数を集計し、月間、あるいは何らかの機会において、そのクリック数に応じた順位を表

示させるシステムの導入をし、その結果に応じた今後の検討をすることも必要になってくると考えております。

いまだ計画段階でございますので、これは1つの提案ではございますが、今後の情報社会に向けてこういった点も必要と考えられますので、1つ申し上げておきます。可能でありましたらご答弁を助役、あるいは公室長の方からお願いいたします。

続きまして、20ページ、総務防災課ご所管の庁舎管理事業、光熱水費と修繕料につきまして、ご答弁をいただきました。さきの部長の補足のご説明でもありましたように、年度途中で当然に変わるもの、今回も減額の補正を行っておられます。

これは当然に節約の結果であると評価をいたすところでありますが、よく節約というか、むだ遣いを抑制するという雑誌などに財布の中にきょう使う分のお金しか入れないという節約の方法があります。1万円だけ、あるいは5,000円だけ。必ずしも今回の計上が悪いと申ししているわけではございませんで、そういった意識をぜひ持っていただきたいというふうな点も含んでおりますので、修繕料ともども今後の編成の際に、そういった意識をお持ちいただきたいと要望いたしておきます。

次に、21ページの同じく総務防災課ご所管の車両管理事業、これは法律の規制等の絡みで、あるいはその他の車両更新であると理解をいたしました。

次に、市立集会所の事業、これも整理が整った上での支出ということで理解をいたしました。

次に、22ページの政策推進課ご所管、小学校跡地活用検討事業でございますが、コンサルティング会社に委託をし、5つ

の段階にわけて検討を行っていくということでございます。市長の方針等、また、地元の意向、こちらのバランス、調整が非常に難航が予想されますが、できる限り皆さんが納得、あるいは理解をしていただける結果を期待いたします。

次に、24ページ、情報政策課ご所管の行政情報化推進事業中、通信運搬費の増額に関して、回線の使用料の変動であるというふうにご答弁がございました。さきに申し上げましたが、64kbpsから10メガの変化といたしますのは、単純に申し上げて相当快適になったという評価になります。現在、携帯端末においても、10メガを目標とした通信速度が施行されておりますので、今後とも快適な情報通信の運用に努めていただきたいというふうにご要望申し上げます。

また、補正予算において、データパンチ委託料などで減額が上がっておりますが、恐らく交渉などにおいて、先方に一定の譲歩をいただいたものであると理解をし、今後ともそのような方向性を持って交渉に当たっていただきたいと要望いたします。

また、オープンシステムへのロードマップに関してでございますが、平成20年4月から本格稼働ということでございます。システムが変わるということは、当然にその順応、対応が厳しいという点は十分に予想されます。しかしながら、今後の700人体制等視野に入れ、より効率的な事務運営を目指して努力をお願いいたします。

次に、26ページ、女性政策課ご所管の情報収集・提供事業の図書購入費でございますが、書籍や上映用DVDなどのゆえであるというふうにご答弁がございました。今しがた、上映権つきという文言がございまして、こちら現在のいわゆ

る著作権等、非常に話題といたしますか、議論がなされている点に既に重要視されておるといふご答弁でございましたので、今後ともそのような視点を持って、予算の執行に努めていただきたいと要望いたします。

続きまして、31ページ、市民税課ご所管の臨時職員賃金でございますが、週3日から週4日に勤務形態を変更し、その周辺に付随する事務等の関係であるといふふうに理解をいたしました。税金の法律に関しては、ほぼ毎年改正があり、また、事務執行においても、さまざまに複雑多様化しておるといふことは重々に承知をしております。

現在、確定申告の時期でございますので、担当課が比較的夜遅くまで残業をされているということも同じく承知をいたしております。代表質問において、事務量の均衡を図る、そのような発言もございました。現在、このような季節限定、あるいは期間限定の事務において、一時負担がふえるというものは重々に承知を、そして納得しておりますが、消防本部で明原参事が触れておりましたように、場合によっては、大変な身体的負担になる事務量の変動も現在生じておるかと考えます。

以前より、私は指摘をしておりますが、早く済めばいいというものでもございませんし、幾らでも残って仕上げればいいというものでもございません。時間を区切って、その間に事務が完了する。そのように絶えず心がけて日々の業務に当たる、それを第一の理念としていただきまして、特に新入職員、あるいは若年世代の指導に当たっていただきたいと。

課によりましては、若年世代が多くを占める部署もございます。さきの研修の話ではございませんが、今後、そういっ

た世代がこの摂津市を担っていくわけにあります。研修内容等、また、現在、市民税課においてはあくまで期間限定の業務ではありますが、余りに夜遅くまで残っているような部署はないか。だれにも相談することができないが、非常にストレスを感じている。また、精神的にどうしようかと自分の未来はどうなるんだといふふうに考えている方も必ずいらっしゃいます。その点を含めまして、事務量の均衡については、強く検討を要望いたします。

32ページ、同じく市民税課ご所管の給報OCRシステムでございますが、印字の文字を光学式に読み取る機械の変更ということで、こちらでも今後の事務執行において必要なシステムだと認識をいたしました。額の適切な執行と、今後の適切なシステムの運用を要望いたしておきます。

また、33ページの市民税課の課税事務事業における手数料につきまして、税源移譲に関する新聞の折り込み代であるのご答弁をいただきました。このような周知の徹底の方法が、今後とも引き継ぎなされることを要望いたしておきます。

同じく33ページ、固定資産税課ご所管の課税事務事業中の手数料と航空写真撮影業務委託料、地図情報修正業務委託料、オープンシステム導入改修業務委託料、こちらのご説明をいただきまして、いずれも理解をいたしました。定期的な執行であろうと考えますので、従前の例を参考にし、適切な執行をお願いいたします。

37ページ、選挙管理委員会ご所管の選挙における開票事務のスピードアップに関してでございますが、これまでのご説明をいただき、今後の検討をいただきました。バタフライ理論というのがあり

まして、これは北京でちょうちょうが羽ばたくと、アメリカでハリケーンが巻き起こるといふ理論であります。これを引き合いにすれば、1人の1秒が全体の1時間、2時間にかかってくるものであるということもできますので、そのような観点からも今後も工夫をよろしくお願いいたします。

続きまして、99ページ、消防総務課ご所管中、臨時職員の賃金についてでございますが、今しがた申し上げましたように、各部署によっては事務の量、あるいはその他の付随業務によってさまざまな要因が生じておるといふふうに確信をいたしております。

今回、臨時職員賃金としてご計上でございますが、これがそのような負担の軽減につながることを期待し、今後適切な執行に努めていただくよう要望いたします。

次に100ページ、消防総務課ご所管中、消防庁舎管理事業の光熱水費の件でございますが、出張所の分の増額であるといふふうなご答弁でございました。また、経費節減に努めるというご答弁もございましたので、そのように要望いたしておきます。

次に、101ページ、消防総務課ご所管の消防職員教育訓練派遣事業について、初任、あるいは救命救急士等に関する諸費用の計上であることご説明いただきました。特に、消防、府で申し上げますと警察、そういった公安職に関しましては、一朝一夕に技術や意識が身につくものではございません。ある雑誌が、こういったある意味職人的な職種に関しての参考として伊勢神宮の式年遷宮というのを例に出しておりました。この伊勢神宮には20年ごとにお宮さんをつくりかえる式年遷宮というものがございまして、この

式年遷宮の際には宮大工、あるいは金工、その他の職人が総出で新しいお宮さんの造営にかかるわけです。すなわち20年に一度必ずその業務は見直されるわけです。この20年というスパンは当時の時間概念ですので、現在に直すと全く違った感覚になりますが、例えば5年、あるいは10年ですべての業務はどこまで自分が把握しているのか、そしてどれを自分の下の世代に伝えていかなければならないのか、そのような意識で1つの区切りをつけていただきたいと。市民の生命、身体、財産を守るといふのが消防の責務と承知をいたしております。

今後ともそのスローガンに恥じぬ活動をお願いいたします。

同じく101ページの消防署でございますが、消防本部車両・資機材整備事業の燃料費についてご答弁をいただきました。この中でガソリン代の価格の変更と、また、管外搬送についてが要因であると。確かに私も管外搬送になるという現場を確認したことがございます。これは恐らく医療機関においての、これも恐らく人手不足というものが1つの要因であるのかなというように感じます。

しかし、そういったときにも、適切に情報を収集し、近隣の医療機関に搬送する。そのような対応は現在とられているものと理解をいたします。

燃料費の増額であります。この抑制と、しかし市民の安全・安心の目的のため、適切な執行をお願いいたします。

また、救急活動事業のモニターの件でございますが、時期のずれが要因となって発生をするということでございます。この点につきましては理解をいたしました。

次に、102ページ、同じく消防署ご所管の指令・通信事業の消耗品費及び消

防器具費の件でございますが、いずれも機材の更新にかかるものであるというふうにご答弁がございました。これも同じく適切な予算の執行と機器の運用を要望、期待いたします。

そして103ページ、同じく消防総務課ご所管の消防団活動事業の消耗品費、また、消防団活動管理事業の消耗品費、いずれも備品等、また消防ポンプ操法大会のためにする予算であるにご答弁がございました。こちらはそのご答弁を理解いたし、了といたします。

103ページ、同じく消防署ご所管の消防団車両・資機材整備事業の器具費1,058万円、こちらも整備の更新であるにご答弁がございましたので、そのように理解をいたします。

そして、104ページ、総務防災課ご所管の防災器具費、これの増額分に関しましては、AEDの5台分であるというご答弁がございましたので、適切な配置と運用を期待いたします。

最後に105ページ、総務防災課、同じくご所管の防災情報充実強化事業、こちらについてもご説明をいただきましたので、理解をいたしました。

以上で、2回目を終了します。

○野口委員長 2つの点が再質問だと思いますけども、1つは創造人材育成ということで、検討課題はという問いになります。もう一点は、ホームページリニューアルの問題について関連して、この2つだと思っております。

山本課長。

○山本人事課長 それでは、研修にかかわります検討課題というご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、人事課が所管をいたしております創造的人材育成事業、研修につきましては、2事業ございまして、まず創造的

人材育成事業、もう一つにつきましては、専門能力開発向上事業という2事業がございまして。

まず、創造的人材育成事業につきましては、職員一人一人の意識改革を含めまして、一人一人のスキルを上げていくということを課題にして研修を組み立てております。

次に、専門能力開発向上事業でございますが、先ほど委員の方からもご指摘がありましたように、税法については非常に改正も伴い、個々の法律を読み込むのは大変である。また、福祉関係にいたしますと、障害者の支援費制度なり介護保険制度が種々変わってまいりますので、その辺の専門的な業務に対する研修につきましては、専門能力開発事業の方でその研修を実施をいたしております。

そういう観点からまいりまして、まず法務能力につきましては、やはり職員に入っただいて、数年のうちにそういう意識を身につけていただくと。市役所といいますと、やはり法律、条例等々に基づいて仕事をしているということをもまず認識するのは、まず若い職員、若手であるときからそれを認識をしていただくということで、来年度については、2年目の職員に地方自治であったり、地方公務員法も研修を実施していこうと考えております。

もう一点のICTに関するご質問でございますが、総務省の方が2000年以後、e-ジャパン戦略というITを使っているいろんなことをやっていこうということで、まずインフラ面を中心にいろんな事業を実施していこうということで、計画を立ち上げ、今後2010年までにはICT国家というものを目指して、U-ジャパン政策というのを目指すべき中期ビジョンということで、総務省の方は立

ち上げておられるというふうに認識をいたしております。

そのu-ジャパン政策ということでございますが、ブロードバンドからユビキタスネットへと、また、情報化促進から課題解決へと、今まではやはりパソコンを使って情報提供であったり、開示であったりということでしたが、これからはやはり双方向でパソコンを使っているいろんなことをやっていけるという時代に参っておりますので、そういうところを総務省としては戦略的に国家を挙げて、国全体を挙げてやっていって行くというような計画をいたしておるのは認識をいたしております。

u-ジャパン政策の中のuという言葉の頭文字のuでございますが、ユビキタス、ユニバーサル、ユーザーオリエンテッド、ユニークという4つのuがあるということ認識をいたしております。

まず、最初のユビキタスでございますが、あらゆる人やものを結びつけていくと。2点目のユニバーサルというのは、人に優しい心と心の触れ合いと。3点目については、利用者の視点が溶け込んでいくと。最後のユニークでございますが、個性ある活力が湧き上がるという課題を挙げて、2010年を目指していこうということをやっております。

本市におきましては、研修の人材育成のところでもご答弁申し上げましたが、5つの心と3つの気と、先ほど申しましたuを取り上げていきますと、ホームページにございます市長メッセージのやはり他人の心を大事にする。人のために尽くす。ありがたの気持ち、おはよう、あいさつのあいさつ、物を大事にするということにリンクしていくのではないかと、いうふうに人事としては考えております。

そういう面からいきますと、そういうパソコンを使うということの重要性の中で、今、市としてこれからより一層取り上げようとしております、その5つの心を大事にしながら、そのことを融和するような形で、人事として研修を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○野口委員長 寺田市長公室長。

○寺田市長公室長 ホームページの関係で、私か助役かということでご質問があったんですが、どのような機器であろうと、システムであろうと、次々に新しく便利なものができていくということであって、これまで使っている機器とかシステムが陳腐化していくというのは、これは社会の流れでございます。その場合、どの時点で見直したり、買いかえたりするかというのは判断の問題だろうというふうに思っております。

ご質問の中で、アクセス数とか、各課別のクリック数も勘案すればということで、これも今現在、このインターネット社会では、そのクリック数に応じて、それぞれホームページの順位が決められて、ある業種を開ければ、その順位がそれで決まるとか、そういうようなことがもう既にアメリカ等で行われているというふうに聞いております。

ただ、そういう業種につきましては、インターネットを利用して成り立っている業種という場合は、そのホームページの大切さというのは非常に重要視されておまして、頻繁にホームページの見直しとか、更新とかされていくというふうに聞いております。

もはやもう過当競争になっていると聞いておりますが、我々、地方行政の場合は、そこまで精鋭化する必要があるかどうかということもありますが、ただ、古

いシステムとか、それをいつまでも使うというのも余りにも社会の一般からかけ離れたというようになりますので、その辺は十分今後見て、検討をしていかなきゃならないかというふうに考えております。

ですから、今後の情報化社会にということでございますけども、どこまでの先を読むかということもでございますけども、今回のホームページの更新、リニューアルにつきましては、予算等も決まっておりますので、その範囲になりますけども、できるだけ便利で、今現時点で本市ができる範囲のことをやっていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○野口委員長 三宅委員。

○三宅委員 いずれもご答弁をいただきました。まず、研修についてのご答弁でございますが、創造的人材育成と専門的な能力の育成と、この2点を基調として、また、法務能力とICTに取り組んでおられるということでもあります。

研修についての考え方はやはり専門家等交えて、体系的に取り組んでいかれることが当然でありますので、現在のやり方に関して干渉するものではありません。

しかしながら、現在、世代構成の格差といいますか、アンバランスさを考えますれば、今までの研修のやり方で、何とか運用ができる点もありましょうし、また、追いつかない点も出てこようかと思われれます。

そういった点に関しては、この現在の形式に縛られることなく、即応的に対応できる制度の構築を提案というか、要望いたしておきます。

次に、ホームページに関してでございますが、今回、予算を編成されましたので、実行されるということは確かな話でありますので、であるならばということ

で申し上げた次第であります。

こちらにおられる皆さんも一度なり本市のページを見られたことはあろうかと思われれます。現在、私が市民の方にそういうお話をしますと、そのマスコットキャラクター、前に持ってきたらという反応が多々ありましたので、ただいまこのように申し上げた次第であります。

また、友人にコンピューターに詳しい、同い年の者がおりまして、そういったアクセスのクリック数のカウントによって、今は自分のページの更新といいますか、改編をしているというふうに申ししておりました。データを蓄積して、更新に役立てるといのはやはりホームページのみならず、今までの例えば事務作業に関していろいろと検討されてこられたアトムズ運動でしたか、これに続くものがあるのかと思われれるんですね。自分がやってきたこと、一たん立ちどまって振り返って、それぞれを冷静に評価して、足りなかったものを補い、足りているものをさらに伸ばすと。そういった視点で、このホームページの運用、また、人材育成に関して取り組んでいただきたいと。今回の研修とホームページに関してはそのような趣旨の私の発言であると理解をしていただきたいと。

今後も、こういう時代でございますので、いつ何時どのようなトラブル、あるいは大阪、国家的な変動事変があるとも限りませんので、絶えず時代の要請、情報感度をそれぞれ皆さん高めていただいて、日々業務に当たり、日常生活を過ごしていただきたいというふうに要望をいたして、質問を終了いたします。

○野口委員長 柴田委員。

○柴田委員 午前中から南野委員、そしてまた、三宅委員からもありました。私も25ページの市税のところ、少しど

うかなというふうに思っていることがあります。これは、大きく改革によって、市税の税率が変わってくるということですが、これで今、摂津の中で、そうしたらこのことで直接源泉徴収によって市税が変わるから、もう会社の中で所得税と市・府民税がこういうふうに変ったんだなということが把握されるような方々の人数と、個人経営だとか、自分で自主申告をされる方によって、そのことの周知徹底を受けていかなきゃならないという人の割合というのはどれぐらいになっているのかなということを知りたいと。

なぜこういうことを聞くかというと、私もこれは6月の広報等で十分な徹底をしたいということですが、今まで所得税がやはり1つの基本税になって、それに基づいて市・府民税がそれに加味されてくるという中から、今度は逆転してくるわけですから、市・府民税だけの方というのはおられるかどうかわかりませんが、その部分だけとると、非常に税金が上がったというような印象がとられる。また、所得税だけを考えると、えらい税金下がったなど。トータル的には一緒なんですけれども、なかなか頭の中での感覚として、そういうものがないということと、所得税というのは当初にとられる。市・府民税は明くる年から課税されてくるというようなことも含めて、その辺の今後、これはかなり住民に周知徹底するまでに、いろいろな形での取り組みが行政としても必要ではないか。そういうふうに思いますので、その辺のことへの取り組みで、先ほど申し上げたような、数字的なことも含めて、今後やっぱり市民に周知徹底して、どのように税制を理解してもらって、よりこの税制が変わったことが身近にダイレクトに、今までは

間接的に市に税金が戻ってきたけれども、これからはストレートに市・府民税が行政の中へ、我々の市の中へ入ってきて、それがストレートにあらゆる事業、あらゆる市のこれからのサービスなどに転換していくんだという認識を持ってもらうということが、この税金の今回変わっていく大きなところではないかと思うんで、その辺の啓発というか、意識徹底を十分してもらえれば、市民一人一人が今までは国に納めてきて、交付金だとか、いろいろな形でおりにてきた間接的に賄っていたようなものを、今度は直接自分たちが払うお金で、財政のウエートをきちっと締めて、それがまた事業に反映されてくるんだと、この辺の認識をまず持ってもらうことによって、今回の税の改革というものが、非常に市民から見て、わかりやすく、なるほどなと思えるようなものになるんじゃないかと思うんで、ちょっとその辺を聞かせたいと思います。

それから、ちょっとページ申し上げませんが、広報を今回から全戸配布すると、今までは新聞に折り込み配布をしておりましたね。そのことと以外に、配布手数料のことも聞いたかったんですが、これは自治振興課の所管になると思うんで、今回避けますけれども、全戸配付していただくのは結構ですけれども、我々、いつもよく言われるのはワンルームマンションなど、ポストにどんどん入っているやつが、またごみとして出ていくというようなことで、非常にまちそのものが美しいまちから、汚いまちと言うたら語弊がありますけれども、いろいろと問題が出てくるんじゃないかと。その辺のことについてのポスティングということについて、今後、少し問題が出てくるんじゃないかなという感を受けるんですが、行政

の方としてはこの全戸配布について、どのような考え方を持っておられるのか、聞いておきたいと思います。

それから、選挙につきましてですけれども、先ほどもできるだけ投票率も上げてもらわないかんし、選挙そのものを市民にいかにして浸透させていくのかということで、ことしは府議会、参議院、そしてまた、来年の初めには府知事と、この予算の中では府議会と参議院と府知事の選挙が計上されておりますが、府議会の場合は、18年度と19年度にまたぐような予算になるんじゃないかなと思うんですが、府議会のやつだけ見ると、19年度では約2,900幾らか、それから参議院では3,500万程度、それから府知事では3,300万ですか、これは府議会もことしの18年度の準備する予算も入れると、大体知事選挙と同じぐらいの数字ではないかなというふうに私は思うんですが、その辺の数字がもしわかれば、教えていただきたいと思います。

それから、消防のことですけれども、消防も常備消防と非常備消防ですね。この中で出ておりましたのが、消防車両のところで車両の整備だとか、車両の買い換えだとかいうことがあろうかと思うんですが、はしご車の買い換えというのはいつごろの時期になるんでしょうか。どれぐらいの費用がかかるんでしょうか。そしてまた、今後、広域行政の中で、そのはしご車というのが本当に有効な活用ができるのでしょうか。例えば、JR千里丘ガードがあって、はしご車を持っていても、今は向こうヘストレートに行けない、岸辺ガードを通っていかなきゃならんと。今度、千里丘ガードが開通したら、これは十分行けるのかどうか。そういうことも1つ考えるわけですが、もっと大きく言えば、消防の広域行政の中で、

うちがはしご車を必ずしも持たなきゃならんのか、むしろはしご車の要るような行政にお願いして、それを提携を結んで、うちはもっと身軽に動ける車両を持って、それをまた広域行政のような形の中で、お互いに助け合っていくというようなことも考えていく必要もあるんじゃないかなというような観点から、このはしご車の買い換えなどの見直しを含めて、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

それから、次に、非常備消防団の被服貸与ですね。これはこの前にも聞いたとき、北摂の中で一遍にやってしまうとちょっとよその行政区でも影響が出るからお互いにレベル合わせでやっていこうというようなことになっていきますんで、仮にうちにやれるだけの能力があっても、ちょっとその辺は調整していますねんというようなことでしたが、今回の貸与によって、うちの団員さんのどの程度までの被服が貸与できるのか、それも教えておいてほしいと思います。

以上、お願いいたします。

○野口委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 このたびの税源移譲についての所得税と市民税との対象者の割合といたしますか、対象の人数ですけども、今17年度決算の数字が手元にございまして、この普通徴収といたしまして、個人事業者などの方についての人数が1万6,029人と。給与所得者の特別徴収の方につきましては、2万2,417と。合計で納税義務者数につきましては、3万8,446人、これが17年度決算の数字でございまして。割合につきましては、普通徴収、個人事業者等につきましては、4割と。あと給与所得者などの特別徴収の方については6割と、4対6の割合になっております。

それから、先ほど委員が申されていま

したように、市民税と所得税との関係で、このたび税源移譲は市民税については6月から始まるわけでございますけれども、既に給与所得者の方につきましては、1月から所得税の方が減っております、6月になりますと、今度はまた住民税の部分が上がると。トータル的には所得は前年と変わらなければ、税額は変わってこないわけなんですけれども、今回、定率減税の廃止と重なっております、大部分の納税者の方につきましては、増額となるわけなんですけれども、先ほども南野委員のご質問の中でも、啓発についてのいろいろ内容等ご答弁させていただいたんですけども、私ども、5月になりますと、特別徴収の方に対して、納税通知書を送らせていただきます。

また、6月になりましたら、普通徴収の方に送る予定をしております、当初、特別徴収義務者の方につきましては、先ほど申しました2万人以上の方、納税義務者となっておりますので、1事業所について1枚回覧してはどうかというような、回覧をしていただくというチラシ等を予定しておったんですけど、やはりすべての納税者に行き渡る、これは国や府の指導もあったわけなんですけども、5月の特別徴収義務者の納税通知書を送る際には、各会社の事業所の人数分を個々の納税者に周知できるように考えてまいりたいと思っております。

いろいろ今回、税の歴史始まって以来のこういう大きな税源移譲という年になっております、いろいろな啓発に努めてまいりたいと思っておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

○野口委員長 井口課長。

○井口秘書課長 それでは、新聞折り込みから広報紙の全戸配布についてのこれ

から起こるであろう問題点についての認識というお問い合わせでございますが、我々、宅配するに当たっては、ポストまでを目的としてポスト配布を目的といたしておりますが、ごみとなるような配布はぜひとも避けたいというふうに考えております。

ですから、明らかに空き家、無人と思われるような住宅につきましては、配布しない方向で業者と細部を調整したいというふうに考えております。

また、新聞折り込みから宅配への切替、移行につきましては、若干の期間がございますので、その間を使いまして、十分想定されるようなケースを検討しまして、改善に向けていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○野口委員長 大砂参事。

○大砂選挙管理委員会事務局参事 府議会議員選挙に係ります経費の執行でございますけれども、18年度予算、19年度予算、2か年にわたっております。選挙執行の準備行為につきましては18年度、ほとんど選挙執行につきましては19年度という形になっております。

それから、参議院議員選挙、また、知事選挙でございますけれども、選挙運動期間等の期間の関係、それからポスター掲示場の大きさ等によりまして、経費につきましては、多少の差は出てまいりますけれども、18年度と19年度の予算をそのまま足していただければ、トータルの数字になるということではございません。両方にダブって同じ項目が上がっておるものもございまして、よろしくお願いいたします。

○野口委員長 北居課長。

○北居警備第1課長 それでは、先ほどはしご車の更新の見通しということで、消防署所管に係る部分についてお答えし

ます。はしご車の更新計画はこれはNOx規制の対象車両となっております。それで、平成20年度に更新予定でございます。価格ですが、今のところ1億8,000万の予定をしております。そして、新しい千里丘ガードの通行可能かということですが、この新しいはしご車に更新されれば、新しい千里丘ガードは通行可能でございます。現在のところまだ仮でございますので。

あと広域に絡みますところは、所管と答弁交代いたします。

○野口委員長 石田次長。

○石田消防本部次長 はしご車の分で、広域化に伴って必要でないか、あるかの話でございますが、現状では広域化について具体的な話は進んでおりません。20年には現在のはしご車が運用不可能となりますので、必要と考えております。また、具体的な話が進みまして、どこと組合なり、市町村合併もあると思いますが、具体的な話はそのときにしないと、市域、人口、高層・中高層の建物数、到着時間等を勘案して話し合いになると思います。

○野口委員長 明原参事。

○明原総務課参事 消防団員の新基準被服の貸与状況ということにつきまして、ご答弁いたします。消防団員の被服につきましては、平成17年度を初年度といたしまして、4年計画での貸与計画を立てております。これは、委員ご指摘のとおり、三島地域での貸与状況との足並みの歩調の合わせというものにつきましての貸与状況でございます。したがって、17年度が初年度でございますので、19年度につきましては、3年度目という形になりまして、具体的な数字につきましては、19年度の貸与が済んだ時点で摂津市内、約60名の団員さんが残っ

ておるという状況になります。

これはやや新入団員さんの入団状況にもよりますが、約60名を残すという状況になりまして、20年度には完了いたす予定をしております。

○野口委員長 柴田委員。

○柴田委員 私が考えておりますのは、この税源移譲によって、いろいろな問題が派生してくるであろう、行政もそれに対応するのは大変だろうと、我々が見ていても思うので、その1つには啓発も要りますし、1つには特別徴収によって会社等で、そのことを十分説明してもらうというようなことへも周知していただければ、ここでは既に約6割の方が摂津は特別徴収になっているわけです。

一番困るのは、普通徴収で、税金がばつと来てから、その額に驚いて何でやということになって、内容がよくわからないから驚かれると。また、それだけじゃなしに、人間の心理としては下げてくれるやつはありがたいけれども、上がるやつはほんまに困るんですよ。上がる方だけばつと見て、実はこっちでこっちでこうなるからトータル的に一緒なんですよという同時説明ができればいいけども、それがなかなかできない場合、市役所から来た税金見て、去年までこれやったのに、ことしえらい違いますなという話になったりする、そんなことも考えられるのかなと思って、お尋ねしたんですが、ともかくこうして私は先ほども申し上げましたけれども、三位一体改革の中で、税の割合が変わった、それは直接、市・府民税を持って税収を上げていくということになってきたんですから、一人一人の市民感覚としては私たちがそれだけの税を市に払って、それだけの貢献もまた市の方もそれを大切に使ってほしいという意識改革もしてもらうようなことへの

1つ取り組みとして、また、三位一体の改革のもたらすものというこの税がなぜ変わってきたかというようなことも含めて、説明できるような啓発冊子といいですか、そういうものもつくってやってもらったらいいんじゃないかなというふうに思うんで、これはあくまでも私の私見的な観測というか、希望ですから、1つお聞きをしておいてくれはって、ご答弁は要りません。

それから、府議会選挙、それから参議院、わかりました。その額イコール、参議院と知事とは時間的な日数も違うし、いろいろあるからということでございますから、どうしても3回選挙が19年度中にはあるわけですから、その中で、私たちが1つは投票率を上げてほしいというか、選挙に関心を持ってほしいということで、きょうも午前中では、学校で1つのいろいろなものをつくってもらって、ポスターだとか、いろんなものをつくって、子どもから選挙に関心を持ってもらえるような行動というか、運動というか、起こしてもらえるような1つの考え方も持って、今啓発に取り組んでいるということでした。私は過去に、このことについて、やっぱり茶の間で選挙というか、政治というか、そういうものがいかにして大切かということを選挙権をもらえる、ずっと以前の小学校の高学年から中学校、高校時代に選挙というものに対する認識を高めていくような教育、そういうものもしてもらわなきゃいけないのじゃないかと。その1つの発信として、選管あたりもそういうものに取り組んでもらえるような、何かを提供していくということも要るんじゃないかということも申し上げたことがあるんですが、今回、子どもさんがそういう標語というか、ポスター等もつくって、関心を少しでも高

めようという運動になってきているということは、いいことだと思いますので、1つともかく投票率、関心を高めていただくように。ただ、昨年同時選挙のときに、そうしたら10%以上上がったんですね。あれ何でやねんと。

やっぱり、選挙というものも我々もちょっと反省している。何ぼかけ声かけて、いいポスターをつくって、いいものをやっても、そのときの関心の的になるような状況が発生してこない、やっぱり投票率というのは上がらないのかなと。若者がどっと思ったわけです。並んでいてもびっくりするほど選挙に行ったんですね。調べてみたら10ポイント以上、あの選挙では上がったんですね。

だから、そういう社会の状況が来たときには、選挙も投票に行くという現実が、やっぱり証拠として、あるわけですから、その辺は選管に言うていいのか、我々自身が反省せないかんのかわかりませんが、そういうことも加味して、選挙の投票率をいかにして上げていくのかということ、今後取り組んでいただきたいと思います。

それから、広報の全戸配布のポスティングですけど、さっきも言いましたけど、ワンルームだとか、マンションだとか、私が自治会の役員をしているんですが、配布しているときに、12戸ある戸数のマンションで、3世帯しか入っていないとか、7世帯とか、大体今、満室というのは少ないですよ。2~3世帯は、空いています。そのところはテーブルが張ってあるとか、かぎかけてあるとか、そやけれども、業者の人は少なくともそんなところへ一々考えて入れないから全戸配布すると思うんですよ。ぱっぱと。そうなってくると、その部分だけがいつも中へたまってしまうというようなことで、

非常に市民から見たら汚い、むだ、市は何を考えているんやと。人のおらんところへ一生懸命入れとるやないかと。こんなことまで言われるようなことも起こり得る可能性というのは、全戸ポスティングというのはあるわけです。我々、ほかのものもよく入れていますから。そういうことも含めて、十分、せっかくやられることで、まちが汚れるというようなことにならないように、ポスティングしてもらうところに、そうかというて、ポスティング業者に、十二分に確認してから入れてくれというたって、そんなに入れられるものではないですよ。あるところは皆、ぱっぱぱぱと入れますわ。

だから、その辺のことも自治会にもある程度、やっぱり浸透するようにして、自治会にちょっと掃除の機会とか、いろんなことでの負荷がかかるかもわかりませんが、その辺も事前にわかる範囲で、やはりポスティングするときのメリットは何か。デメリットは何なのか。そういうようなことも十分掌握しておいてもらった中で、取り組みをしてもらいたいなと思います。

このポスティングすることが悪いと言っているのと違いますよ。違うんですけど、そういう問題が出てきはせんかと。

それから、消防のはしご車の件ですね。これは20年度にも更新というのは、これは前にも同じことをおっしゃって、前も20年でしたか、約2億ぐらいのお金がかかりますわと言うてはりました。これで仮に10年もって、整備費か何かかかるんじゃないですか。そうすると10年もつと、そうすると自動車そのものが経費はどうなるのか知らないけれども、10年間の対応としたら、その中で一体利用度ということで計るのはいかがかとはい思いますけれども、本当にはしご車が

何回摂津市の中で稼働するのか。いろんなことを考えたとき、万が一の保険みたいなものだから、これはやっぱり行政として置いておかざるを得ない。消防としてはこれがないということは困るんだということは、わかるけど、見方変えれば、お金をかけないかんものを1回の出動で割ってみたら、どないなっているんやと、我々、そういうようなことも考えたり、計算したりするんですけどね。そういうことも含めて、本当にこういうことが広域行政、消防組合なんか将来できて、どうしてもここでポンプ車、はしご車は持ってもらおうと。

それはなぜ言うかということ、うちのはしご車では十数階の高い建物には対応できない。また、南別府の団地なんかでも、この前聞いたときに、実はあの一番上までは届きませんねんというようなことでしたから、うちの建物の最上階まで届かないというはしご車だということになれば、またこれも含めて。しかし、20年にとりあえず、更新ということでやっておられるので、それは千里丘のガードがあげれば向こうへいち早く飛んでいけるという対応型のはしご車だということですから、ひとつそれは考え方は十分、後のことは後の課題として検討してもらって、そういう費用がかかる分だということも認識の中で、更新というものを1つ検討してもらいたいというふうに思います。

それから、被服の貸与のことはわかりました。なぜこれは言うかということ、この前消防分団の方でいつごろになったら、全員にあたるんやろうということで、この前のときも答弁いただきました。20年までの4か年計画でやるということでしたので、1つそういうこと再度私も聞かれたら申し上げておきますので、よろ

しくお願いをするということで、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○野口委員長 暫時休憩します。

(午後2時56分 休憩)

(午後2時57分 再開)

○野口委員長 再開します。

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時58分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第5号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時30分 休憩)

(午後3時31分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第19号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時32分 休憩)

(午後3時33分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第20号、議案第21号及び議案第23号の審査を行います。

本3件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第22号及び議案第24号の審査を行います。

補足説明を求めます。

○野口委員長 寺田市長公室長。

○寺田市長公室長 それでは、議案第22号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例は、地方公務員法第24条第6項に基づき、職員の給与を定めることとなっており、国の給与構造見直しに伴い、給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げるものでございます。

また、給与カーブをフラット化し、きめ細かい勤務実績の反映を行うため、現行号給を4分割し、最高号給を超える昇給を行わず、係長級へのわたり制度を廃止し、副主査級、次長級の級を新設するものでございます。さらに、住居手当を見直し、今後本庁においては、職員が職日直を行うことがないため職日直手当を削除し、その他文言を整理するものでございます。

次に、議案第24号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例は、一般職員の退職手当を定めるものであり、国家公務員の退職手当制度が見直されたことにより、抜本的に改正するものでございます。

内容といたしましては、退職金の算出方法の改正や適用条項と支給率等の見直しがございます。

なお、議案第22号、議案第24号につきましては、説明資料を用意しており

ますので、その資料に基づきまして担当より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○野口委員長 山本課長。

○山本人事課長 それでは、お手元に配付させていただいております各条例改正案の概要をご覧くださいませようをお願いいたします。

まず、議案第22号といたしまして、一般職の職員の給与に関する条例改正案の概要という冊子に基づいてご説明をさせていただきますと思います。

資料参照のほどよろしくお願い申し上げます。

先ほど、公室長の方からもご説明いたしましたように、本条例につきましては、職員の給与等に関する事柄を定めております。国家公務員の給与制度につきまして、抜本的に改正されたことにより、本市職員の給与に係る条例につきましても改正をいたすものでございます。

まず、基本的な事項といたしまして、昇給時期の長短の考え方を廃止いたしまして、普通昇給と勤務成績による特別昇給を一本化し、毎年1回、成績による昇給幅の大小で運用するということが基本的な考え方となっております。

続きまして、個別につきましてご説明を申し上げます。まず、1点目といたしまして、役職別の標準等級比較でございます。まず、任期付職員以外ということについてご説明申し上げます。

議案書の5ページを参照いただければ幸いです。まず、別表の3、第3条にかかわる別表に関する改正でございますが、部長級につきましては、現行1等級を改正後は9級に改めたいと思っております。

次長級につきましては、2等級を8級に、課長級につきましては、2等級を7

級へ、課長代理級につきましては、3等級を6級へ、係長級につきましては、4等級を5級へ、副主査級といたしまして、新設をいたすもので4級ということで格付をさせていただきたいと思っております。

係員級につきましては、7から現行、わたり制度がございますので4等級で運用しておりますが、わたり制度を廃止する関係上、1から3級に給料表を改めるものでございます。

続きまして、任期付職員でございますが、議案書の1ページをご参照お願い申し上げます。

任期付職員といたしまして、採用時に期限を定めて職員採用をいたしたものでございます。現行といたしまして、係長級は1等級から5級へ、新設で副主査級を新たに4級、係員級といたしまして、2から4等級であったものを1から3級へ変更するものでございます。

次に、2点目といたしまして、また、申しわけございませんが、条例の方の5ページをご参照お願いいたします。

2点目といたしまして、昇給幅については、勤務成績別といたしまして、4号給を基準として昇給を行うと、この4号給と申しますのが、議案書5ページにありますように、1から4、4と5の間に少し空欄を設けております。このもとは1から4が1つの等級でございましたが、4分割、公室長のご説明にもありましたように、現行号給を当初1つの号給であったものが4分割をするということで、今回改正をいたしております。

ということで、基本的に今までと同じように、1年後を昇給するということは4号給を基準として昇給をいたしていきたいというふうに考えております。

また、55歳以上に達する方の場合、翌年度以降を基本的にはその2分の1と

いうことで2号給を基本と昇給を行って行きたいというふうに考えております。

ただ、将来的には、勤務成績別を取り入れる予定でございますので、個々人の勤務成績によりまして、最高では6号給、場合によりましては昇給なしという方が今後出てくるということでございます。

また、昇給については毎年1回ということで、現状昇給につきましては年4回基準日を設けております。4月、7月、10月、1月というふうに昇給月がございしますが、この4月以降につきましては、毎年1月1日のみを昇給の時期ということで、改正いたすものでございます。

続きまして、3点目でございますが、何回も申しますように、係長級へのわたり制度を廃止をいたすということでございます。各級とも最高号給を超えての昇給は行わないということでございますが、切替時にやはり最高号給をお超えになっている方がございます。そういう関係で、そういう方々が在籍する限り、人事といたしましては、枠外のところの給与を管理していく必要があるということでございます。

続きまして、具体的に給与を改正、また、切替後、どのような運用になるんだという点でございますが、きめ細かく勤務実績を反映するため4分割にするということとはご説明申し上げました。また、給料カーブのフラット化というところもご説明をさせていただきました。

若年層については、引き下げについては余り行われておらず、中高年齢層について引き下げがあり、全体として4.8%の引き下げを行っておるところでございます。

ただし、引き下げ幅が大きいということで、国におきましては現在支給している給料の分を差額を補てんするというこ

とで経過措置を設けておりますので、本市についても同様の経過措置を設けたいというものでございます。

簡単でございますが、例示ということで設けております。

この19年3月31日現在で、もし40万という給料を取っておる者が、5%の引き下げとなり、毎年4号給で7,000円ずつ昇給していくということを仮に設定いたしました。となりますと、19年4月1日現在では、5%ダウンの本来38万、2万円の減額になりますが、その2万円分を補てんする形で加算をして、現実には40万円を支給するというような制度でございます。

また、昇給は毎年7,000円ずつと設定いたしておりますので、1度目の昇給では38万7,000円、2度目では39万4,000円ということで、40万には届いていないと、こういう段階でも40万円については差額を支給し、3度目の40万1,000円になった段階で、この3月31日時点の40万を上回りますので、給与について40万1,000円を支給していくということで、いろいろと引き下げ、引き下げというようなご説明もさせていただいておりますが、現給については差額を補てんいたしますので、現実的運用といたしましては、昇給が個々人によって異なりますが、数年の昇給が延伸になるというような運用を行っていくということでございます。

5点目といたしまして、これは平成18年の人事院勧告で出てきたものでございますが、少子化ということもあるということで、現在、第3子以降の扶養手当が5,000円であったものが6,000円に改正するというところで、本市についても改正をお願いしたいというものでございます。

6点目といたしまして、住居手当についてでございます。この条例案につきましては、19年度予定のところのみの提案でございますが、職員労働組合といろいろ協議を重ねまして、今後2年間、3年間の住居手当について見直しの協定がまとまりましたので、あわせてご説明をさせていただきたいと思っております。

住居手当につきましては、府下、国より少し加算をして支給している市が多数でございます。そういう関係で、かねてから見直しが必要であるということで、人事の方は認識をいたしておりました。激変緩和ということで、持ち家の世帯主につきましては、平成19年度は6,000円、20年度は3,000円、21年度はゼロと、以下、持ち家の世帯主以外、賃貸の契約者、また、賃貸の契約者以外ということで、2年は経過必要でございますが、国制度に移行していきたいというふうに考えております。

ただし、国制度といたしまして、新築等の場合で、世帯主等の場合は5年間2,500円という住居手当の制度がございますので、その分については平成21年度以降実施してまいりたいということで、2年をかけまして、国制度に合わせるという改正でございます。

続きまして、3ページをご覧くださいますようお願い申し上げます。

あわせて4ページに新しい給料表を載せておりますので、双方ご覧くださいますようお願い申し上げます。

条例の附則の方で給料表の切替をうたっております。たくさんの切替がございますので、代表的である部長級の職種についての切替表を例ということで掲載をいたしております。

見ていただきますように、お給料のお安いところからずっと減額率が多くなっ

ておりまして、今、この中でお示ししております旧の1等級の16号給につきましては、減額といたしまして3万5,800円、率といたしまして6.2%の減ということで、各職階ともこのような形で切替を行っていく所存でございます。ただ、現給補償はございますので、現実的には現在のお給料を皆さんに支給していくということでございます。

あと8ページに再任用の方々の給与表も掲載をいたしておりますが、現在、再任用の方につきましては、5日フルタイムで来ていただいている方につきましては、21万4,600円を支給をいたしております。このところは減額改定はございませんので、今後もこの金額を支給していく予定でございます。

また、済みません、戻っていただきまして、議案書の1ページをご参照いただきますれば、こちらの方に任期付職員の給料表を掲載させていただいております。

任期付職員につきましても、現在、3等級で金額といたしまして、19万8,000円を支給いたしております。切替後におきましても、2級で19万8,000円ということで、減額はなしということでよろしく願いいたします。

以上、給与条例の改正概要とさせていただきます。

続きまして、もう一部ご用意をさせていただいております市職員の退職手当に関する条例改正案の概要という冊子をごらんいただきますようお願い申し上げます。

あわせてまた議案書なり、議案参考資料をよろしくお願い申し上げます。

退職手当につきましても国の給与構造改革等を踏まえ、改正がございました。職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるということで、国家

公務員の退職手当制度の改正が行われたところでございます。

本市におきましても給与条例と同様、退職手当につきましても国制度に合わせる形で改正を行うものでございます。

まず、退職手当の算定方法の見直しということで、変わっております。現行退職手当につきましては、退職日給料月額、退職の時点のその方のお給料でございますが、掛けるその方の勤続年数別支給率、これは退職の理由により若干異なりますけれども、単純に計算をいたしますと、それを掛け合わせることで、退職手当が算出されることとなります。

改正後につきましては、その退職時の給料に退職理由別・勤続年数別の支給率を掛け合わせたものを基本額という呼び方をいたしまして、その基本額に各職階に応じて生じます調整額というのを足し合わせたものが退職手当になるということで、二重の構造になっているということでございます。

ただ、退職手当の場合、月々お支払いするお給料につきましては、差額を補てんし、減額がないように運営をいたしますが、退職手当を計算する段に至りましたは、その切替後の引き下げになった金額で退職手当を計算しますので、そこら辺が給与と少し違うところでございます。

先ほどの例示で、40万円ですべて5%引き下げの場合38万円になるということで、退職手当の場合はもし退職時に38万ということであれば、その下がった方の金額で計算をするということでございます。

次に、基本額の見直しというところで、適用条項が変わっております。大きく条文が変わっておりますのは、自己都合の場合の25年以上につきまして、第4条から第3条に変更になっていると。公務

外傷病という事由につきましての同様に25年以上について、第4条から第3条に変更になっているということでございます。

また、定年なり勧奨なり、公務外死亡等につきましての11年から19年の方については、第3条から第4条に変更になっているということでございます。

具体的な支給率の見直しでございますが、2ページと3ページを合わせてご覧いただきますようお願い申し上げます。

各支給率の変更につきましては、条例案の中にもありましたように、お示しをさせていただいているその表のとおりでございます。

具体的にどのように率が変わるのだと、月数が増えるのだということは、3ページにその差額を抜き出して記載をさせていただいております。

若干の差異はございますが、全体的に見て、21年以上お勤めになって24年までに退職される方についての支給率が大きくなっており、その他については減額があるということでございます。

ただ、自己都合と25年以上、そっちの方へなかなかこれでおやめになる方はないんですが、国の場合は、こういう勤務官署の移転等というのがあるようでございますので、そういう事由については支給率がふえていっているということでございます。

続きまして、先ほど一番最初に申し上げました、退職金の計算方法の中で、調整額というのが出てまいります。調整額と申しますと、職責上の段階、職務の複雑、困難なり責任の度合いを考慮いたしまして、おやめになる、その方がどういう役職でおやめになったかというものを、その方々の人事履歴を見まして、高い方から60か月分、5年分でございますが、

調整額として加算をいたすものでございます。

新給料表におきましてはましては、1級から9級に変更をいたしておる関係上、同様の号数で調整、退職手当上の区分で第1号が部長級に当たられて、月額4万5,850円、2号については次長級で4万1,700円、3号につきましては、課長級で3万3,350円、4号については課長代理級で2万5,000円、5号につきましては、係長級で2万850円、6号については副主査級というところで1万6,700円をその分の月数を加算をしていくということでございます。

下に簡単に例示をあらわさせていただいております。おやめになるところで、まず、8級で24か月、7級で36か月という職責でおやめになった場合については、この級と申しますと、給料の方の級でございますので、8級であれば次長級で2年間、課長級で3年間いてる職員につきましては、下の調整額のように4万1,700円掛ける24か月と3万3,350円掛ける36か月、合計といたしまして基本額に220万1,400円を加算するというような形になります。

ただ、経過措置がございます。まず、1点目といたしまして、仮にこの3月31日におやめになられたということを想定いたしまして、そういう場合は現行制度での退職金の計算となります。

それがもし仮に2,500万だったといたした場合、来年定年になる方は計算の上で、もし新制度で計算をいたしまして、それより下回るという場合が中にはございます。

そういう方々につきましては、この3月付で同様の理由で退職された退職金を計算いたしまして、それを補償とするような形で経過措置を設けております。

また、場合によりましては、新制度で計算した場合に、旧制度より退職金がふえるという場合がございます。それが

(2)の経過措置でございます。まず、25年以上、お勤めの方でございますが、新制度の方が調整額の100分の5、また、新制度から旧制度を控除した額、その差額がどうであるかということで、そのアとイの差額を出しまして、もしそれが10万円以上上回っているということであれば、最高10万円をマイナスする形で退職金を計算いたします。

また、24年以下のお勤めの方につきましては、2通りございます。先ほどの率のところ、24年までの方が支給率が月数がふえているという関係で、いろいろ同様の計算をいたしますが、まず来年3月までにおやめになる方は調整額の100分の7、また、新と旧の差額で、もしその差額が100万円を上回っている場合は上限100万円として控除をします。来年4月以降、22年3月31日までにつきましては、調整額の100分の30、または新手当から旧の退職手当を控除した分、また、それが50万を超えている場合であれば、50万を上限といたしまして、退職金から控除をするような形で計算をしてまいるといってございます。

いろいろ中身につきまして、文言の調整もございまして、大きくお話をさせていただきまして、以上のような改正点でございますので、ご審議の方をよろしくお願い申し上げます。

○野口委員長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅委員 1点だけなんです、この議案参考資料でいいますと、7ページなんです、昇格という項があるんですが、

最後の行ですね。その者のところなんです
が、旧条例の方でありますと、その者
の資格基準に応じて「一級上位」の職務
の等級にという表現でなっていて、
新条例の方は、その者の資格基準に応じ
て、「一級上位」の職務のというふうに改
まっております。一級という表現がとれ
たというのは、これは例えば二級上がる
とか、そういうことも想定として考えら
れるんですけども、そういった点はどの
ように処理を予定されておられますか。

○野口委員長 山本課長。

○山本人事課長 今回、給料表、副主査
級を新設をさせていただき予定ござい
ます。副主査等の方につきましては、4
級を予定をいたしております。係長級に
つきましては、5級を予定をいたしてお
ります。一般的に事務職員等につきまし
ては、係長級昇任試験というのがまだ残っ
てまいります。現在、係長試験を合格さ
れた方につきましては、現行お人によっ
ては5等級から4等級へ行くということ
でございまして、4等級の切替の係長につ
きましては、新しい等級表でいきますと、
5級ということになります。わたり制度
が今後廃止になりますので、今後、3級
で係長試験をお受けになるチャンスがあ
る職員が出てこようかと思っております。そ
ういう職員を想定いたしまして、「一級」
というのを若干削除させていただきまし
た。

ただ、それ以外のいきなり2つも3つ
も昇格するということは想定しておらず、
試験制度に伴う運用の中での改正という
ことでご理解をお願いしたいと思います。

○野口委員長 ほかに。

南野委員。

○南野委員 議案第22号についてでござ
います。これも、議案第24号と同じく
国家公務員の給与制度の抜本的改革に

伴って、条例制定の件ということで認識
するんですけども、例えば摂津市は今回
条例が提案されてきましたけれども、他
市もこのような条例で国と合わせていく
という方向でなっているのでしょうか。
その点、1点だけお聞かせください。

○野口委員長 山本課長。

○山本人事課長 給与条例、退職手当条
例とも本市の場合、国に準拠する形で変
更させていただきということでございま
す。大阪府下の状況を1月1日時点でござ
いますが、大阪府の方からちょうだい
した資料がございまして、給与構造の見直
しにつきましては、まだ未実施団体が3
団体というところで、本市は逆に今その
3団体になっているような状況でござい
ますので、大半のところを実施をいたし
ておると。ただ、なぜ本市がおくれている
かと申しますと、やはり、昨年地域手
当が10%から6%に下がったという中
で、給料表の給与構造改革については少
し時間をかけて協議をしていこうという
流れの中で、今1年おくれというような
形で実施をさせていただきたいというふ
うに思っております。

退職手当につきましては、19年1月
時点での実施済みが21団体ということ
で聞いております。となりますと未実施
が20団体ですね。この3月議会に議案
を提出するであろうという団体が11団
体というところで、逆に大半の市町村は
国に準拠する形で改正を行っていった
という状況であろうかと思っております。

○野口委員長 南野委員。

○南野委員 ありがとうございます。

○野口委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時2分 休憩)

(午後4時4分 再開)

○野口委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第5号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第19号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第20号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第21号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第22号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決しました。

議案第23号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後4時6分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 柴田 繁勝